

平成18年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成18年 3月13日 午前10:00

○散 会 午後 2:23

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鐙利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山 平 東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信
天王庁舎総合窓口センター長	伊 藤 清 孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊 藤 正 吉
--------	---------	-----------	---------

平成18年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成18年3月13日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、20番西村 武議員、14番伊藤 博議員、17番中川光博議員、11番藤原典男議員、7番佐藤恵佐雄議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

20番西村 武議員の発言を許します。20番。

○20番（西村 武） 皆さん、おはようございます。また、早朝より傍聴していただく皆さん、本当に今日のご苦労さまでございます。

それでは、ただいまより一般質問をさせていただきます。

平成18年度潟上市の諸事業を支える一般会計ならびに特別会計を審査する3月定例議会において、一般質問の機会を与えていただきました同僚議員に対しまして感謝を申し上げますとともに、日ごろ市政発展のためにご努力をなされております当局のご労苦に対しましても敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

私は常々、議会人らしい議員を目指し、日々努力をしたいと思いつつ、さきに提出した通告書に基づきまして順次質問致しますので、市長をはじめ教育長の誠意ある答弁を求める次第でございます。

はじめに財政についてお尋ねを致します。潟上市10年間の財政計画が示されているが、計画と現実の見通しで数点についてお伺いを致します。

その1と致しまして、地方税については過去の実績推移を基礎とし、予定されている税制改正所得の見通しなどを勘案し、推計しているとなっているが、平成17年22億7,100万円、平成18年22億9,400万円、平成19年23億100万円と緩やかな増収で喜ばしいことであり、政府も景気が緩やかに回復したと宣言しているが、地方、特に東北・北海

道を含め地方全体が大変厳しい現状で、少子高齢化で生産年齢人口の減少などもあり疑問に思うのですが、市当局と致しましては計画と現状をどのようにとらえているのか、対応と対策についてお答えをお願いします。

その2と致しまして、地方交付税についても同じで、計画では平成17年52億8,400万円、平成18年52億3,000万円、平成19年51億7,900万円で毎年減額傾向であり、地方交付税については普通交付税の算定特例により算定し、合併にかかわる支援措置分や合併特例債の償還分にかかる交付税も見込まれているようですが、地方交付税制度の目的は私が今さら申し上げることでもないが、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図りつつ、必要な財源の確保を保証することによって地方公共団体の独立性を強化するとなっているが、現段階では景気が低迷し、国税の落ち込みなどもあって基準財政需要額を確保することが困難と思うのですが、当局は計画と現状をどのように把握しているのか、そのお考えをお答えをお願いします。

その3と致しまして、地方分権と三位一体改革についてお尋ねを致します。

国の方針で、国から地方へ、官から民へ、地方ができることは地方で、民間でできることは民間で、またこれらに伴い税の移譲も行い、補助金や交付金の削減を図ることを目的としているが、全国的に見た場合、北海道や東北地区は景気が悪く、ますます財政が厳しくなっていくものと思うが、当市では独自の財源確保で努力していかなければならないと思うのですが、三位一体改革の対応と対策についてどのようなお考えなのかお答えをお願いします。

次に4点めと致しまして、潟上市の財政状況とその見通しについてお尋ねを致します。

旧3町が合併し潟上市として誕生し、はや1年が経過しようとしております。合併の必要性の中に「少子高齢化を迎え働き手の減少による地域経済などの深刻な状況や、保健福祉分野を中心とした住民のニーズは多様化、高度化すると同時に、その水準を確保することが求められ、少ない現役世代で多数の高齢化を支えていかなければならない厳しい状況であり、少子高齢化に対応したサービスを展開するために必要な人員体制と財源を確保する」となっているが正にそのとおりで、無理無駄のない効率的予算の運用と市独自の財源の確保が求められ、その取り組みは必要不可欠であり、現時点での市の財政バロメーターと致しまして次の4点についてお伺いを致します。

まず1と致しまして、財政力指数について。2と致しまして、経常収支比率について。3として、公債比率について。4点めは、潟上市の長期的財政の見通しと改革の心意気

について、以上の点についてお答えを願います。

次に、福祉問題の少子化対策と子育て支援についてお尋ねを致します。

その1と致しまして、近年、我が国においては少子化が急速に進行していて、国、県、市町村においてもその対応に真剣に取り組んでおられます。本市も例外でなく、未来を担う子供たちを安心して生み育てれる環境、すべての子供たちがすこやかに育つ地域づくりを目指していることは承知しております。私は、まず少子化対策の一つとして申し上げますが、一人の方が出産をするための費用ですが、約40万円から50万円ぐらいはかかると言われております。国もこのことを重く受け止めまして、現行30万円の出産育児一時金を今年10月より35万円に拡充するとなっていて、大変喜ばしいことだと思います。私の提言ですが、さらに市独自で祝金と致しまして5万円をプラスし、計40万円の育児一時金を助成し、潟上市の少子高齢化対策の心意気を示していただきたく、素朴な願いですがこれが出生率増加につながっていくと期待するものであります。当局もこれらに対しましてどのようなお考えなのか、少子化対策の対応についても併せてお答えを願います。

その2と致しまして、子育てしやすい環境についてお伺い致します。

静岡県長泉町の話ですが、同町では教育委員会の下に子供育成課を設置し、児童手当や乳幼児医療費助成、保育所、幼稚園、学校など子供に関するすべての相談や手続きの窓口を一本化し、行政の垣根を超えた総合的な子育て支援を行い、育児不安の解消などに努め、その結果、特殊出生率が1.59から1.72に増加したという実例もあることを紹介致します。正に的を得た行政運営ではないかと思えます。近年、育児で若い夫婦が思い悩み、幼児に対する虐待やいじめが連日のように報道されていて、幼児や児童を取り巻く環境は大変厳しく、子育てしやすい環境づくりが急務と思うのですが、当市でもいろいろなアイデアや対応策を考えていると思ひ、お答えを願います。

次に、教育問題の登下校時の児童安全策及び青少年が喫煙の害を学ぶ機会についてお尋ねを致します。

昨年、広島市や栃木県で下校途中の小学校児童を狙った凶悪事件が相次いで発生致しました。少子化で子供は国の宝とも言われて、夢と希望をたくさん持って生まれ、将来我が国を背負って立つという無限の可能性を秘めた子供の人生が、何の抵抗もなしで襲われている現状は誠に忍び難いことであり、国もこのことは重く受け止め、また地方では学校、PTA、地域三位一体でネットワークを強化し、対応していることは承知して

おりますが、私はさらに次のことを提言したいと思います。教職員・保護者が実際に歩いている通学の見直し。登下校時に子供を極力一人にしないための安全方策の策定。子供に危険回避能力を身につけさせるための子供による通学安全マップの作成。不審者情報の共有。警察との連携。以上5項目で既に本市でも実施している点もあると思いますが、参考にしていただきたく、いずれにしても他府県で起きている事件ですが、当市では起こらないとも限らないわけでございますので、児童生徒登下校時安全のための対策と、その対応についてお考えをお答え願います。

次に、青少年が喫煙の害を学ぶ機会についてお尋ねを致します。

10代で喫煙をしている姿を目にすることが多々あります。ある医学書で「10代で喫煙を始めると悪影響が想像以上に大きい」という指摘がございます。よく耳にする言葉ですが「百害あって一利なし」で、他人にも、また自分自身の健康にもよくないということを学ばせるような機会をつくってあげないといけないと思うのですが、本市ではどのように対応しているのか、そのお考えをお答え願います。

次に、環境問題の高齢者・障害者の除雪の対応についてお尋ねを致します。

近年、地球の温暖化のせいか大型台風や豪雨、豪雪と自然災害が大型化していることはご承知のとおりで、今年の豪雪は四八豪雪を上回ったと言われております。各県、各地域で除雪にかかわる死亡事故が多発致しました。被害者の多くが高齢者であり、政府もこのことを重く受け止め、障害者世帯や高齢者世帯の雪おろしに必要な経費を特別交付税で措置するとなっていて、本市の場合も高齢者や障害者世帯の除雪は行政が行うなど万全の対策をとることが必要と思うのですが、また、とっていたとも思うのですが、今少し情報が不足していたのではないかと思います。今後の課題と、その対応についてどのようにお考えなのかお答えを願います。

以上で演台からの質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 20番西村議員の一般質問にお答えを申し上げます。

教育問題については教育長が答弁いたします。

西村議員の財政問題、潟上市10年間の財政計画と現実の見直しについての1つめの地方税の関係についてですが、西村議員がおっしゃるとおり税を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると感じております。その中で、財政計画の地方税につきましては、税制改正等を考慮し、過大見積もりのないよう推計したものであります。

三位一体改革に伴う平成18年度税制改正により、平成19年度以降、ある程度の増収は見込めるものと思いますが、今後の税制改正を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

その2の地方交付税についてでございますが、新市建設計画における財政計画は、旧3町の平成16年度予算を基に作成し、平成16年7月開催の第16回合併協議会で確認されたものであります。

地方交付税については、西村議員のご指摘のとおり、合併にかかわる支援措置分や合併特例債の償還分にかかわる交付税措置分等を見込んで算定しております。

平成17年度本予算の地方交付税は54億6,200万円で、財政計画の52億8,400万円と比較して1億7,800万円の増となっています。また、平成18年度当初予算の地方交付税は54億2,308万7,000円で財政計画の52億3,000万円と比較して、1億9,308万7,000円の増となっています。

これは、平成16年度から国と地方の「三位一体改革」が始まり、地方財政対策が大きく転換する時期だったため、地方交付税の推計が非常に難しく、本市の財政計画作成時に基礎としたため旧3町の平成16年度当初予算額の見積もりに慎重を期したためであります。

「三位一体改革」は平成18年度までの計画であります。平成19年度以降の動向は現時点では不透明なため、地方交付税の今後の見通しを立てることは極めて困難な状況であります。新市建設計画の財政計画を基に基準財政需要額を含めた地方交付税について、現在策定中の総合発展計画の中で具体的な実施計画を勘案しながら検討していきたいと考えているところでございます。

その3の地方分権と三位一体改革について申し上げます。

西村議員のご指摘のとおり、地方分権の流れは今後加速度的に進み、地方自治体の裁量が問われる時代へ移行していくものと思います。また、景気についても、国全体では緩やかな回復基調にあるというものの、地方ではまだその実感がないのが実情で、今後も財政運営が非常に厳しくなっていくものと認識しております。

「三位一体改革」の対応と対策についてであります。市としての自主財源確保に努力していかなければならないことはご指摘のとおりであります。

歳出面の改革としては、施政方針でも述べましたが、行政改革大綱を策定中であり、今後市民の理解を得ながら着実に実行していかなければならないものと考えております。

ので、ご理解とご協力をお願い致します。

その4の潟上市の財政状況と、その見通しについてお答えします。

本市の平成16年度の財政力指数は0.32で、経常収支比率は94.5%であります。また、公債費比率は17.1%であります。

本市の長期的財政の見通しと改革の心意気についてであります。今、3つの財政指標を示したとおり、自主財源に乏しく、財政の硬直化が一段と進んでおり、非常に厳しい財政状況にあります。合併によるスケールメリットは、合併当初はなかなか現れにくく、今後進めていく行財政改革や総合発展計画により計画的に事業を進め、緩やかではありますが財政状況を改善させていきたいと思っております。

施政方針でも述べましたが、社会経済情勢が大きく変化している中であって、多様化する行政需要に財政が柔軟に対応していけるよう財政基盤を確立することが潟上市長として私に課せられた責務であり、問題だと考えております。議員の皆さんからも特段のご理解とご協力をお願い致します。

2つめの少子化対策と子育て支援についてお答え致します。

少子化対策と子育て支援についてであります。先般公表されました医療制度改革により、出産育児一時金30万円が10月から35万円になります。このことは、ご質問にありますように妊婦の定期検診や分娩、入院費用などをあわせると平均で約45万円ほどかかるとの調査結果を基に、少しでも若い方々の経済的負担を軽くするためであると理解しております。また県が行った県民意識調査にも、子育て環境の整備について多くの方が経済的負担を軽くすることを優先して取り組む課題に挙げております。

市は、若い方々の経済的負担を少しでも軽くするために、市独自に医療費を助成する福祉医療制度を実施しておりますが、安心して子供を産み育てられる社会化を進めるには、国はもちろん公共団体、企業、住民それぞれが役割分担をしながら地域全体で取り組む必要があると考えております。また、ご質問にあります少子化対策の一つとして、市独自の出産育児一時金を40万円の考えであります。少子化対策と子育て支援対策は国の重要施策であることから、市としては国、県、近隣市町村の動向を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

その2の子育てしやすい環境についてお答え致します。

急速に進行している少子化の社会経済に及ぼす重大な影響から、さまざまな少子化対策がとられてきておりますが、ご質問の子育てしやすい環境づくりのため、国では次世

代育成対策推進法を制定し、さらに実行性のある取り組みを集中的、計画的に推進することとしております。

その理念と基本方針を踏襲しつつ、次代を担う子供を養育する子育て家庭への支援に計画的、総合的に取り組まなければならないと考えております。

子育て支援にかかわる事業を継続、拡充するとともに、今後とも保護者のニーズに対応するため調査、検討を重ね、計画的に推進してまいります。

ご質問のように幼児や児童を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、子育て家庭に対する育児不安等の解消を図るための一つの方策として、庁内の連絡体制を密にし、相談指導の場の提供や各種サービスの情報提供の啓発に努めてまいりたいと存じております。

環境問題の高齢者や障害者の除雪対応について答弁致します。

高齢者や障害者世帯の除雪は行政が行うなど万全の対策を取ることが必要との提案がありますが、今年の冬はかつて経験したことがない豪雪となりました。12月24日に豪雪対策本部を設置し、雪害による事故等の未然防止と各般の状況把握に努め、特に弱者である高齢者や障害者の除雪対応については、福祉保健部が情報の収集に当たり、除排雪の出動にあたっては市職員及び社協が一丸となってあたりました。一人暮らしや高齢者世帯及び身体障害者世帯の除排雪は、地区民生委員、町内会長、社会福祉協議会などときめ細かい連携をとり、3庁舎ごとに班編制を組み出動致しました。出動回数は391件で、連絡をいただいた世帯には必ず一度訪問して状況把握に努め、適切な作業内容を判断して対応致しました。作業が終了した後に感謝の葉書やお礼の電話を数多くいただきました。除雪に限らず災害が発生したとき、発生するおそれがあるときは速やかに応急措置を講ずるとともに、円滑かつ的確な判断の基にしかるべく対策を講じたいと存じます。

今回の豪雪による対応を再検討するとともに反省や問題点を整理して、安心して生活ができる災害に強いまちづくりに邁進してまいりたいと存じます。

以上、私の答弁を終わります。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 20番の西村 武議員の3つめの1つめでありますけれども、登下校時の児童安全策についてお答え致します。

西村議員のご指摘のとおり、近年、子供たちや学校を取り巻く環境は極めて憂慮すべき事態と認識しております。潟上市でも、不審者からの声かけや不審電話、車への引き

込みなどの事案がいくつか発生しております。

そこで、子供たちの安全・安心については、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、児童生徒の安全確保に努めることを重点の一つとして、地域の教育力を活用しながら取り組んでいるところであります。

現在、潟上市内の追分小地区や出戸小地区、大久保小地区において、既に地域住民が自主的に子供たちを守る会などをボランティアで組織して巡回を行っています。また、天王小地区についても守る会の設立の準備を進めているところです。

潟上市としては、今年度、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のモデル地域として潟上市が指定を受け、警察や消防、防犯協会、学校などの関係の方々で組織する「潟上市地域ぐるみ学校安全推進委員会」を発足させ、実践的な取り組みを実施しています。この学校安全推進委員会では、不審者対策など学校内外における事件・事故防止について協議し、主にスクールガードやスクールガードリーダーの配置、安全・安心マップの作成などを行い、子供たちの生活環境の安全確保を目指しております。

西村議員よりご提言いただいた5項目については、学校と学校安全推進委員会が中心となり取り組んでいるところであります。

通学路については、作成中の安全・安心マップを活用し、教職員と保護者で通学路の安全点検を行いました。特に、児童生徒が一人で登下校するような場合には、安全確保について通学路を安全な道路に変更するなど、保護者とよく相談するよう学校に指示しております。また、さきの子供を守る会やスクールガードなどのボランティアの方々に登下校を見守っていただき、盲点をなくすようご協力をお願いしているところであります。

通学路安全マップについては、先ほどの学校安全推進委員会のマップを活用し、自分の通学路に危険箇所を自分で追加するような指導を行うこととなっております。

不審者情報については、学校安全推進委員を通じて消防署や防犯協会の方々にその日のうちに情報を提供しています。また、地域住民の皆様には、防災無線や有線放送などを通じて情報提供を行っているところであります。

児童生徒の登下校時の安全策は、犯罪が起こりにくい地域の態勢をつくるのが大切と考えおりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いするところであります。

2つめの青少年が喫煙の害を学ぶ機会について申し上げます。

現在、青少年が喫煙の害を学ぶ機会については、小学校、中学校、高校生の段階に応じた教育を行っております。

潟上市の小学校においては、主に5・6年生の保健の授業で学習しています。生活習慣病などの病気の予防と関連させながら、喫煙は健康を損なうことの学習をしています。また、学校によっては、病院の先生を招き、PTA保体部の事業として、保護者と児童と一緒に話を聞く講演を開催しているところでもあります。

中学校では、保健体育の「健康の保持増進と疾病予防」という授業で、喫煙と飲酒について、その害が人体に及ぼす影響などを学習しています。また、社会科の授業では、嫌煙権について学習し、受動喫煙の害や非喫煙者の健康などを学習しています。学校によっては、毎年、先ほどの紹介した病院の先生を招いた保健集会を開き、医学的な見地から喫煙の害について話を聞いています。また、薬剤師の方や警察の方を招き講話していただき、さらに薬物乱用防止教室を開催し、この中で喫煙防止にも触れ、たばこの及ぼすさまざまな影響について学習しています。

高校においては、保健の授業で実践的な体験活動を通して喫煙教育を行っております。例えば、単に知識だけの授業ではなく、「たばこを勧められたらどうするか」などの役割劇を行い、喫煙を進められたときにどう対応するかなど、対応能力の習得を目指した教育を行っております。

このように、小学校から高等学校まで、喫煙の害については系統的な教育を行っております。しかし、日々の家庭や保護者のしつけや指導が大事であることを常に呼びかけてまいりたいと存じます。今後も、この点に関しては実践的であることを十分に考慮し、計画的に取り組むよう進めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 20番、再質問ありますか。20番。

○20番（西村 武） ただいま市長をはじめ教育長からは詳細にわたりまして答弁をいただきました。まず地方税ですけれども、これは決して過剰な計画の立て方ではないということで、地方税については、市民の本当に生活と密着した行政の中で大変これは関心を持たれておりますので、今後ともそういう福祉向上のためにも、あるいは高齢者に対応する社会をつくるためにも、これは安定していなければならないと思います。

また地方交付税ですけれども、長期的な見通しは立てられないというようなことでございますけれども、この地方交付税が減額することによって市単事業ですね、そういう

ものにも相当な影響を及ぼしていくものではないかと思いますが、その辺のところ当局はどのように考えているのか、いま一度答弁をお願い致します。

また、三位一体改革の中で、例えばですね、税の移譲があった場合、あるいは交付金がある、あるいは補助金・交付金がカットされた場合ですね、そういうプラスマイナスのところもちょっと聞きたかったんですけども、これはもしわかっていたらお答えいただきたいけれども、もしできなければ次回の機会にまたお聞きしたいと思います。

そういう中で市独自の財源ですけれども、昨年の6月ですけれども市長が私の一般質問の答弁の中で、「この潟上市は昭和工業団地も保有しておりまして、若者が定着できるような、そういう企業誘致に積極的にありとあらゆる人脈を使って頑張りたい」とこういう答弁をいただいておりますので、どうかひとつこのようにお願いを致します。

それからですね、潟上市の財政力指数ですけれども、今の答弁では3.2となっておりますが、この財政力指数というのはあくまで3年を一つの基準の数値にするわけですが、一番いいのは限りなく1に近いのがこれは一番いいわけですね。1に近い、あるいは1を超えると市の財政がゆとりがあるとこう言われておりますので、どうかひとつこの点、これは徐々に解決されていくものと思います。

また、経常経費についても同じですけれども、70%を超え80%になりますと、その弾力性を欠くようなことになりまして、その原因究明をしなければならぬわけですが、これは段階的に解決されていくものと思います。

また、公債費比率ですけれども17.1%の答弁がありまして、これは15%を超えますと普通であれば警戒ラインを超えているというようなことになりますが、これも仕事をすることによって公債費比率は上がっていくわけですので、これもまた段階的に解決されていくものではないかなと期待しております。

ただ、あまり高くなりますと一般市民に、今度次の世代の皆さんにその負担をかけるというようなこともありますので、この辺のところもいま一度答弁をいただきたいなと思います。

行政改革のことにつきましては、先ほど市長からも決意のほどがございましてよく理解できましたので、どうかひとつ潟上市のそういう財政計画をきちっとやっていただきたいと思います。

また、福祉の問題ですけれども、少子化対策と子育て支援ですけれども、できればですね、そういういろいろな施策がありますけれども、私は人間は生まれて死ぬまでのこ

とですけれども、長寿祝金というのもありまして100歳になりますと長寿祝金が出ます。そういう意味からして、この完了する時にせめて5万円ぐらいの祝金はあるといいのではないかなと思ひまして、このことについてもできればもう一度答弁をお願い致します。

それから子育てしやすい環境ですけれども、この秋田県の場合ですね、参考までにしますけれども、出生率が13.0%、それで特殊出生率ですけれども、出生率は全国で8.8、秋田県は6.9と非常にまだ低いわけですね。ですから、やはり市町村あげてですね、この秋田県が一番進行する高齢化を防ぐためにもひとつその対策を強化していただきたいと強く要望致します。

教育問題についても先ほどよくやっていることは答弁でわかりになりました。ただそういう中で、今まで専門のスクールガードですね、これが全国で900人がおったわけですから、今度、国の予算で2,400人に専門のスクールガードを増やすということになっておりますので、本市とのかかわりについてひとつもしできたらお答えをいただきたいと思ひます。

それと最後に環境問題の高齢者除雪、そういうことにつきましては、潟上市はどこの市町村からも除雪に対しては大変よくやったとこう言われておりますので、また先ほど高齢者、身障者の対応についても地域住民や、あるいは民生委員、地域自治体ですね、そういうものが大変よく連携をとってやったということですので、今後ともそういう対応をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 20番西村議員の再質問の地方税について、まずお答えします。

西村議員のお考えのとおり、この答弁は「税制改革等について慎重の期していく」と。「ただし、市民には負担をかけないように過大見積もりにならないように」と答弁したとおりでございます。

それと交付税の減額によって事業に影響はないかと、あります。特に、市単独事業に影響があります。今後とも交付税の確保に向けて頑張っていきたいと思ひます。

それから三位一体改革のプラスマイナスの件で、資料があったら答弁してほしいということですが、要するに三位一体改革によって財政計画の普通交付税と臨時財政対策債で約3億9,000万円が減額になります。それで、三位一体改革による一般財源の影響額

として児童手当、それから児童扶養手当、これらによって1億2,000万円という額になります。マイナスになるのは、その点。それから増収というか増額になるのは、税源移譲によって所得税、それから地方特別交付税、これが1億2,600万円が増税になります。プラスとマイナスを差し引きますと、約3億8,400万円が減額になるという状況になっています。

それと市独自の財政ということで、工業団地の点について頑張ってもらいたいということですが、これももちろん全力を掲げて頑張っていきたいと。

それから財政力指数については、先ほど西村議員も申したとおりであります、0.32でございますが、これは1を超えると地方交付税は来ないというような制度ですが、0.32でございますが、これを何とか1に近づいているようなことを考えていかなければならないと。それには徹底した行財政改革が必要だということだと思います。

それから経常収支比率について、これは17%、黄色を越しております。黄色を越しておりますので、これらについても、ただ経常収支比率は分子と分母の関係があります。それはもちろんわかっていると思いますが、過去3年間の決算統計を見て17%ということでございますので、大事業を行うと分子が大きく、分母が大きくなりますので、したがって経常収支比率は下がっていくということですが、今のところは17%、厳しいと。財政の硬直化が進んでいるということでございますので、これも行財政改革とあわせて進んでいきたい。

それから公債比率についても17%、今申し上げました。

子育て支援については、先ほどの考えで国、県の動向を見極めながら、そして近隣市町村の動向を見極めながら市独自の子育て支援対策を講じていきたい、こういうふうに思います。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） それでは西村議員の再質問にお答えしたいと思います。

教育問題のことについて、スクールガードとリーダーのことだと思いますが、17年度にやった事業は17年で終わりになる。それで、市の予算に今年度も継続するようにお願いしているところであります。

それから、国の方では900人から2,400人までと。この関係は、今国の動向を見ながら、多分潟上市にも配置されてくるのではないだろうかというふうな感じ。同時にこの事業がですね、今もしまた再募集しておりますけれども、私どもとしてできる限りであれば

またやりたいなというふうなことも考えておりますので、宜しくお願ひ申し上げたいと思います。

ただ大事なのは、やはり地域の方々で子供たちを育てる守っていくということを私としては積極的に進めてまいりたいと思いますので、宜しくご指導をお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原幸作） 20番、再々質問ありますか。

○20番（西村 武） ありません。

○議長（藤原幸作） これをもって、20番西村 武議員の質問を終わります。

14番伊藤 博議員の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 平成18年第1回潟上市議会定例会におきまして一般質問させていただきます。私より3項目にわたり質問をさせていただきますので、市長の明確なる答弁を求めます。

はじめに、指定管理者制度の実施についてお伺いを致します。

公的施設への指定管理者制度が法制化され、新年度から実施されますが、その最大の効果は行政コストの削減と民間活力の導入にあります。本市においての制度実施による行政コスト削減はどのように見積もることができるのでしょうか。その変化の見通しはどのようなようになっていくのでしょうか。また、現在歳出にある各施設の管理運営委託料の削減につながらなければ、行政コストの削減を目的の一つとする制度実施のメリットは希薄と考えられますが、今後の公的施設の管理運営ビジョンはどのように描かれて制度実施されるのか、所見と方策をお伺いを致します。

制度実施による公的施設への民間活力の導入で、施設の管理運営面やサービス面で具体的にどのような変化が生じることになるのでしょうか。サービスの低下を生じさせないことは当然ながら、民間活力を導入してもなお従前と変わらないとなれば、制度の活用が図られていないとも考えられます。民間活力の導入にあわせ、今後の公的サービス提供の方針について所見と方策をお伺いを致します。

指定管理者制度での事業は、継続的かつ長期的です。事業途中での事故や経営体、事業資金形態の変化などに遅滞なく対応でき、事業の停滞やサービスの低下等を招かないようにするため、事業者が事業者の責任において債務負担行為が可能となるよう検討を加え、契約締結する必要性があると考えます。特に、第三セクターが事業契約者となる場合には、三セクの債務負担行為についても事業者として債務負担行為が可能となるよ

う、また、法的根拠を持ちながらも契約双方が同一人物となる不合理性の解消となるよう、将来的な三セク解散も視野に入れての検討が必要と考えます。このことについての所見をお伺いを致します。

法制化された制度により公的施設の管理代行という事業が実施されていきますが、本市では今後どのような施設の管理代行が検討されているのでしょうか。バス、福祉バス、公用車、業務車両等の運行。駅、保育所、道の駅、児童館、図書館、勤労青少年ホーム、公民館、クリーンセンター、斎場、ことぶき荘等の各施設管理。学校用務員、給食調理、各施設の日直業務等が全国的に見ると管理代行されるか検討されております。また、応募に備える事業者も出てきております。本市でも市職員体制や雇用の面などを考慮しながら、こうした事業の管理代行の是非を検討しなければならなくなっていると考えます。それにしましても、本来行政が行うべき公的サービスを事業者が代行するのですから、サービスは従前どおりに、あるいはそれ以上に提供されなければなりません。また、この制度では年に一度の事業報告が義務づけられているものの、住民監査請求や議会等のチェック体制が法的に保証されておられません。財務的報告は行われても事業報告が欠如することになりかねません。特に事業者が知り得た個人情報管理については不安が払拭できません。そのため公的サービスの低下や利用者の不安を招かないためにも、モニタリング等サービスの提供内容や方法、業務内容等の監視強化システムの構築が必要ではないかと考えます。このことについての所見と方策をお伺いを致します。

次に、県事務の権限移譲についてお伺いを致します。

県が市町村に事務の権限移譲を進めている中、本市は県内2番目に多く移譲を受け入れると報道されております。市民サービス向上などにつながるものの移譲は受け入れるべきですが、それでも市町村により受け入れへの考え方に温度差があるとも報じられております。本市受け入れの県事務移譲はどのような内容のものがどの程度あるのか、この際その内容等を一覧にしての説明を求めるとともに、本市としての考え方等の所見をお伺いを致します。

受け入れをしない市町村がある一方で、本市が県内2番目に多く県事務移譲を受け入れるその背景には、どのような事情があるのでしょうか。また、受け入れることによる行政的メリットはどれくらいあるのか。どういったメリットがあるのか、具体的な所見をお伺いを致します。

県事務移譲にあたっての県からの財政支援内容はどのようになっているのかお伺いを

致します。市民サービスの向上に期すとしても、新たな財政負担を伴った事務が移譲されてくることが果たして市民サービスの向上となるのでしょうか。事務移譲内容と財政支援内容、それに受け入れによる本市の財政出動規模内容の相関関係はどのようになっているのか。また、受け入れの費用対効果をどう評価しているのでしょうか。

さらに、受け入れに伴う職員の職務体制はどのように変化することになるのでしょうか。事務手続きの簡略化の反面、職員が県に多く出向くことになりはしないのか。研修等に多くの時間が費やされることはないのか。このことによる時間外勤務の増加につながらないのかなど、職員の労務管理の観点からそれらの実情と所見をお伺い致します。

県事務移譲による市民サービスの向上程度はどのくらいあると考えられるのか、具体的にお伺いするとともに、向上するであろう市民サービス内容の周知はどのように行っていくのか。市広報だけでよいのか、それともほかの方法を考えられているのか、所見と方法をお伺いを致します。

次に、本庁方式への新市役所庁舎建設についてお伺いを致します。

合併から1年となり、総合発展計画の策定等が進められるなど新市の土台が築かれてきております。しかしながら、現行の分庁舎方式は3地区住民ならびに市職員の一体感に欠け、旧来の地域意識の滞留と市業務の非効率化を招いていると考えております。このことは合併協議の中でも予測され、新市建設計画で新市役所庁舎を建設し、本庁方式に改めることが明記されているのが事実であります。合併から1年、市長就任から1年、新議員での市議会誕生と市庁舎建設検討の時期にあると考えます。3地区の住民意識と市職員の一体感、効率性を増進させるためにも本庁方式に移行する必要性が高まっております。そのために市長が強いリーダーシップを発揮され、早期に新市役所庁舎建設に向けて始動すべきと考えます。このことについての所見と方策をお伺いを致します。

庁舎建設では、まず財政問題があると考えます。莫大な歳出が伴ったとはいえ、合併後の大事業が豪雪対策だけでは新市に対する市民の夢と希望にはこたえてはいけません。合併特例債や特定目的基金等を活用できるよう十分な調査研究を行い、新庁舎建設計画を策定する必要があります。その中では、PFI方式や指定管理者制度など多角的にコスト削減方法を研究、検討しなければならないと考えます。このことについての所見と方策についてをお伺いを致します。

財政的には逼迫の現状ながら、新市建設計画を受けての総合発展計画にも新庁舎建設は明記される事項です。このことが単なる計画であるならば、総合発展計画そのものの

存在や価値が問われることとなります。計画に具体性をもたせるためにも、庁内に調査研究チームを早急に組織する必要があると考えます。このことについての所見と方策をお伺いを致します。

以上3項目の質問に対しまして明確な答弁を再度求めまして、質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 14番伊藤 博議員の一般質問にお答え致します。

1つめの指定管理者制度導入における行政コストの削減見通しと今後の公的施設管理運営ビジョンについてでございますが、まず、本定例会に議案上程しております「4団体、9施設」にかかわる指定管理者制度導入につきましては、いずれも公募によらず従来より管理委託している第三セクター及び公共的団体を単独指名したものであります。

これまでも施設の性格や機能、運営の効率化を考慮し管理委託してきた経緯もありますし、また、第三セクター・福祉施設の自立計画期間や、これまでの活動実績や専門性を踏まえながら利用者へ与える混乱等を避けるために指定期間を3ないし5年としております。

今回指定した施設の運営につきましては、経営改革や市の関与のあり方について見直し、より一層のサービスの向上を図り、行政コストの削減に努めてまいりたいと存じます。

今後における公的施設の管理等については、指定管理者導入の基本方針に基づき、各施設を所管する担当課において可能な限り制度導入の必要性等を検討するよう指示している状況でありますので、ご理解願いたいと存じます。

2つめの公的施設に対する民間活力の導入によるメリットと、今後の公的サービス提供の方針についてであります。民間活力の導入によるメリットとしては、民間団体の経営手法を利活用することにより、サービスの向上・管理業務の効率化、迅速化等、管理にかかわる事務コストの縮減が期待できると考えます。

公的サービス提供については、指定管理者導入の基本方針及び申請者より提出される指定管理者指定申請書を基に、事業計画・施設の管理運営等を指定管理者選定委員会にて精査しながら、利用される方々に不便をかけることなくより質の高いサービスの提供を図っていく方針であります。

債務負担行為が可能となる事業者の検討を加え契約締結する必要があると考えるが、ご指摘のとおり指定管理者が管理を行う経費の手法により債

務負担を設定する必要があると考えられます。したがって、平成18年度は指定管理者による管理、運営状況を見極めながら各所管課にて精査し、可能となる「団体」につきましても、次年度以降、公募により選定する場合には債務負担行為を考えております。

4番めのモニタリング等サービス提供等の監視、評価システムの構築が必要ではないかということですが、現段階では未定であります。指定管理運営後には所管課による管理監督等の徹底及び利用される方の声が反映される形などをとりながら管理運営状況の評価分析と必要なフォローアップの実施をしなければならないと考えています。

特に第三セクターについては、現在のサービス水準を保ちながら行政評価制度の導入を図るなど、経営状況等、点検評価充実に努めてまいりたいと存じます。

2つめの県事務の権限移譲についてお答え致します。

本市が受け入れた事務については、議員の皆様へ配付した資料のとおりであります。権限移譲対象事務は、福祉など8パッケージに区分されております。その数は80項目であります。平成18年度から27項目を受け入れることとしております。

県からの権限移譲は、「知事の権限に属する事務を市町村に移譲し、市町村が自主的、主体的に地域づくりを展開し、県民が最も身近な市町村で総合的な行政サービスができるようにすること」を目的に平成17年度から進めているところであります。本市と致しましても市民サービスの向上につながることを基本コンセプトとして、それぞれ担当課で検討し、最終的に27項目を受け入れることで同意したものであります。

また、県の財政支援については、移譲事務に対する「定額分」、事務量に応じた「比例分」、初年度のみ交付される「特別経費」から手数料収入を引いた額が「権限移譲推進交付金」として交付されます。これに対し、本市の財政出動ということですが、経費的には人件費が主となっており、今回移譲を受け入れることとした27項目については、県での過去の取扱件数をみても、ほとんどが新たに職員を配置しなくても対応できるものと判断しております。

権限移譲された事務につきましては、県で処理していたときよりも迅速になった、便利になったと言ってもらえるよう、市民サービスの一層の向上を図るため、職員ともども努力してまいりたいと存じます。また、これらの移譲事務について、広報、ホームページで周知を図ってまいりたいと考えております。

今後市民サービスの向上につながることを基本コンセプトとして受け入れる必要があるものについては、鋭意検討してまいりたいと存じますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

質問事項の3番、本庁方式への新庁舎建設について。現行分庁方式は、3地区住民ならびに市職員の一体感に欠け非効率的なため、本庁方式に移行すべく早期に新市役所庁舎建設に向けて始動すべきと考えるがということでございますが、質問の趣旨にある分庁方式は、3地区住民ならびに市職員の一体感に欠けるとのご指摘については真摯に受け止めたいと存じます。

ご承知のように合併協議においては、庁舎の利用方法として本庁方式、分庁方式、支所方式の3方式のうち、合併時は行政機能を振り分ける分庁方式を採用するとし、また、新庁舎は本庁方式により天王町地内に建設することが建設計画に明記されております。本庁方式における新庁舎建設は、機能の集約、統合による事務の効率化を図るものであり、現在の分庁方式は緊急避難的な庁舎利用であると認識しております。合併から1年が経過する中での各種行事のあり方や窓口サービスにおける証明書、届け出等々の一元化などが分庁方式の課題となっております。

質問にある、本庁方式による新庁舎建設に向けて始動すべきとのご意見については、議会をはじめ市民の動向なども踏まえながら鋭意対処してまいりたいと考えております。

2つめの合併特例債、特定目的基金等の活用を図り、建設計画策定にはPFI方式など多角的にコスト削減方法を研究、検討すべきというご意見ですが、新市建設計画に明記されている本庁方式による新庁舎建設については、現在策定中の総合発展計画に引き継がれて、鋭意検討協議されております。

しかし、ご承知のように国における三位一体改革が「道半ば」というより「道遠し」の感がある中で、今後の地方交付税の先行き見通しは大変厳しいと言わざるを得ません。あわせて合併特例債についても、このさき保証の限りではなく、財源不足からくる制度の見直しさえも想定されることから、特例債事業の前倒しも視野に入れていく必要があると考えております。したがって、庁舎建設にかかわる財源対策についても、徹底した行財政改革のもとで質問の趣旨に添った特定目的基金等の活用や、建設計画策定にあたってのPFI方式など、多角的にコスト削減を調査研究していく必要があるとする提言は大変貴重なものと受け止めております。

また現在、平成17年度からの継続事業として潟上市都市計画の指針となる都市計画マ

スタープランの策定事業を進めております。庁舎建設にかかわる見通しや土地利用の構想については、このあと総合発展計画や都市計画との整合性を図りながら鋭意議会の皆さんと十分協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

なお、庁舎建設基金の17年度現在高は、4億3,283万円となっております。18年度予算の収支状況を見極めながら、今後、補正予算で積立金を計上する予定でありますので、宜しくご理解のほどお願い致します。

財政逼迫の現状ながら、総合発展計画にも明記されている事項であり、具体性を持たせるために庁内に調査・研究チームを早急に組織すべきと考えるがについてでございますが、新庁舎建設にあたっては、現在の分庁方式の効果を検証しつつ、機能の集約・統合による事務の効率化を図る観点から、本庁方式を前提に調査研究していく必要があると考えております。また、新庁舎建設に向けた基金の計画的な積み増しや庁舎建設地、庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の調査検討も必要であることから、ご提言の趣旨にあるチームの立ち上げについても鋭意対処してまいりたいと存じます。

なお、この庁舎建設については、市長のリーダーシップ指導を期待すると、こういうありがたい質問でありますので、その趣旨に沿いながら鋭意頑張っていきます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 再質問をさせていただきます。

最初の指定管理者制度のところでありますけれども、債務負担行為のことですけれども、先ほどの答弁で18年度今回の事業に関しましてはそのことには触れないというか、そのまま契約を行われて、次年度以降についてはそのことにも検討を行うというご答弁だったと思いますが、やはり18年度今回から行われる事業についても但し書、特別な項目を設けてこうしなければならないとしなくてもですね、今後こういう場合はこうすることもあり得るといような附則事項のような形で契約書に明記をしなければ、やはり事故等があった場合に途中で基になるのは契約書だと思います。今までの公共工事と違って発注者、受注者の関係ではなくなりますので、契約行為ですので、契約書が基本になるわけですので、契約書に明記されていないことは両方で話し合うということになります。それでも万全を期すとなれば附則項目として付け加えて、債務負担行為が可能となる事業者について検討を加えるというのは行政側ですけれども、経営自体が危うい会社について債務負担行為ができないわけですが、その見極めも行政側は今後し

ていかなければ契約相手側にならないということになるかと思えます。

それから質問の中で申し上げました第三セクターの件に関しても、本来、行政から出資を受けている第三セクターが債務負担行為を行うということは、本来であれば、法的にはできるかもしれませんが、本来すべきでない、ふさわしくないことでもあります。しかしながら経営の状態を見ながらそういうことが必要になったという場合は、さらにまた別の問題が出てくると思われますので、このことについても当初公募でない5年間の単独指名するということですので、この5年間の契約期間のうちにも両者ともに検討されて次の契約に向かわなければならないと思えます。また、その後の代行については、指定管理者を行う場合には当然今度は公募ということになるかと思えます。何度も単独指名ではいけないと思えますので、公募になった際、その辺を検討しておかなければ契約事項として瑕疵が生まれてくる可能性がありますので、検討の必要性があると申し上げました。このことについてもう一度お伺いを致します。

それから、その後の監視評価システムですけれども、ご答弁では所管の課、あるいは利用者の声を聞いてそれを総合的に判断して決めていくというようなご答弁であったわけですが、やはり人間対人間ですので基準がはっきりしなければ評価が一定しないと思えます。ですから、何らかの所管の課が調べるのは結構だと思えますけれども、その中でも所管の課が一定の基準の中で評価をする、監視をする、そういうふうなシステムをつくっていかねば平等、公平なシステムの構築にはならないと思えます。このシステムについてもう一度ご答弁をお願いをします。

3つめですが、県の県事務の権限移譲のところにおきまして、あまり本市の財政出動規模が大きい、人件費が主だというご答弁だったと思えますが、質問の中で申し上げました人件費が県移譲の事務を受けても受けなくても人件費が市の業務として発生しているわけですが、同じ人件費の中にさらに仕事量が増えてきたということになれば当然時間外勤務が増えたり、あるいは労務管理、健康面とか、そういう健康障害とかそういう面でも危惧される部分が出てくると思えます。ですから、具体的に財政出動が伴わないということではあっても、職員の労務管理的に出動が、しわ寄せが大きくなるということがものによっては考えられていきますので、そういうことのないような労務管理体制を新たに、県事務移譲を受けたことによって新たに考えなければいけない、労務管理を別にみななければならない問題が出てくると思えます。ですから、この新たな配置替え等はないというご答弁ではありましたけれども、では今現在での体制での県移譲事務

が加わったことで何も市の業務に差し障り、支障がないのか、職員の労働強化につながらないのか、その辺も含めて財政の出動内容ということですが、人件費があるということでもう一度その点をご答弁お願いを致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問の1つめの債務負担行為の中で、万全を期するために但し書事項として、附則事項として書くべきではないかという提言でございますが、これは最もなことだと思いますので、今後これら、議会の今開会中ですが、それを踏まえて検討していきたいと考えています。

それから評価方式は所管課で評価したものを指定管理者選定委員会等で評価をしていただくと、こういうシステムになっておりますので、そこで評価をしていく。ただ職員だけじゃなくて。そういうことです。

それから移譲事務に関する職員の、仕事の増によって労務管理についての体制を整えるべきではないかと、これについて最もなことだと思います。今、職員の給与制度改革で休息时间もなくなるということもありますので、それらを踏まえて職員の労務管理体制というものをもう一度見直して構築したいと考えていますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 14番、再々質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） もう1点だけ、今のところを受けてお伺いします。

指定管理者制度のところ、評価システムということで選定委員会というものが設けられるということですが、先ほど私質問でも申し上げましたように、この指定管理者制度については住民監査請求の保証もないし、議会へのチェックもあがってきません。ですから選定委員会ということになろうかと思いますが、その選定委員会の委員の選び方、どういう方がどういうふうに変えられるのか、これからなるかと思いますが、その辺の選ばれる方の基準というか考え方について市長からもう一度お知らせをいただきたいと思っています。

○議長（藤原幸作） 企画部長。

○企画部長（鑑 利行） 伊藤議員にお答え申し上げます。

潟上市指定管理者選定委員会設置要綱につきましては、平成18年2月1日に要綱を設置しております。この中で、組織と致しまして民間の委員、先ほど市長からもお答え申

上げましたけれども民間の委員として2名、内容を申し上げますと秋田銀行天王支店長さん、それから昭和町にあります社会保険労務士さん、鈴木さんですが、この2名の方が民間の選定委員として選任されております。それで、この関係につきましては今回の単行議案として上程しております指定管理者の議案につきまして、この選定委員会を先日開催して選定委員会を経て議会の議案として提案しているということでございますので、その点宜しくご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、14番伊藤 博議員の質問を終わります。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） 新人議員の中川でございます。初めての質問になりますので不手際がありましたら遠慮なく指摘していただければと思います。宜しくお願い致します。

さて、石川市長をトップとする潟上行政は、「市民による市民のための潟上」ということをスローガンに掲げております。私も「潟上市のための市民がつくる潟上市」、こういうことをスローガンにしております。その基本理念はですね、住民の満足度を向上させる、住民の満足度を最優先する、こういう政治行政を行う必要があるだろう、そういう意味では行政も議会も住民に貢献すると、こういうポジションになろうかと思えます。そういう基本スタンスのもとに、ぜひ議会活動を進めてまいりたいと思っております。

それでは、本日私の1回めの質問になりますけれども3つ質問をさせていただきます。1つは、財務状況。2つめは、行政改革。3つめは、子供の安全安心についてということになります。

なお、先ほど質問にありました西村議員の質問、あるいは伊藤議員の質問とかなり違いますけれども、その点をご容赦いただきながら質問をさせていただきたいと思えます。宜しくお願いします。

1つめ、財務状況についてということでお伺いしたいと思います。

既に市当局から歳入歳出予算118億6,800万円という予算が示されております。平成18年度の予算審議に当たりまして、この現在の潟上市の財務状況がどの程度健全か、あるいはどの程度健全でないのかということをしつかりと市民に情報公開するということは、市民と行政が協同して潟上市づくりを担うための最も重要かつ基本的なことだと考えております。そういう観点から、わかりやすい情報公開、財政の仕組みをわかりやすく市

民に情報公開する、こういう観点から今日は基本的な財務指標その他について質問をさせていただきますと思います。このことは、平べったく言うと潟上市の財布の中身を市民がしっかりとわかっておく必要がある。これによって協同、市民と行政と協同しての潟上市づくりが始まるだろう、こういう意味あいでございます。

それでは1つめ、財政の豊かを示す指標ということで財政力指標、先ほどの質問にもありましたが重なりますが、及び経常収支比率の今後の見通しはどうか、お答えください。

2つめ、借入金状況を示す指標についてということをお伺いしたいと思います。どのくらい借金があるのか。公債費負担率及び一般会計における債務の総額及び特別会計における債務の総額、これはいくらになっていますでしょうか、お答えをいただきたいと思います。また、借りたお金は返さなくてははいけません。118億6,800万円歳入歳出、このほかにですね、いくら借りて毎年いくら返していくのか、このあたりの情報をしっかりと市民の皆さんに提供していく必要があるだろう、こういうふうに思っております。

3つめ、その債務の年度別返済計画はどうなってますか、伺いたいと思います。

4つめの質問でございます。18年度の歳出における性質別予算では、投資的経費が構成比5.4%、6億3,679万4,000円、かなり低い状況にあり、逆に言えば経常経費の占める割合はかなり高く、硬直的な予算ということが言えます。今後、市民の多様化、高度化していくニーズに弾力的に対応するために、本年度以降20年度までの3年間の財源の確保について、この硬直化した原因の分析、硬直化の原因の要因、そして対策をどう手を打つか、どこにどう手をつけてどう改革し、投資的経費を増やしていきますか、市長の見解を伺いたいと思います。

それでは、2つめの行政改革について（むだをなくすために）ということをお願いしてあります。

健全な財政を運営していくということは、貴重な財源の1円のむだも許してはならないということを意味しています。バリュー・フォー・マネー、バリュー・フォー・マネー、税金の払い替えがあるのかどうか、1円のむだもないのかどうか、このことは大変重要です。行政が実施する事業の評価と財務管理とは緊張関係にある表裏一体のものだということができます。ここに常に行政の改革という視点がたえず入り込む必要があります。むだと判断された事業は廃止をする、あるいはやり方を大胆に見直す、ほかの事業と統合する、その予算を別の事業に振り向ける、行政活動における事実をしっかりと

と確認し、課題を発見するツールということもできます。また、人員配置についてもむだがないのかどうか常に緊張を持って評価されることが重要です。人員の配置転換、人員の削減なども健全な財政運営にとっては重要な課題です。この観点から政策（事業）の評価制度及びむだをなくすための施策等について質問をしたいと思います。基本的な質問です。

1つめ、現在、潟上市では事業の評価、政策の評価を誰が、いつ、どのような評価観点で行っていますか。お答えいただきたいと思います。この評価がなければ、いつ、どこに、どのような投資を行うのか判断がつきません。

2つめ、真の「市民による市民のための潟上市づくり」のためには行政機構内部の行政評価に加え、市民評価、外部評価も大胆に導入する必要があります。やって終わってしまっただけでは何なりません。やって終わりということになってしまいます。成果はどうだったのか、きちんと評価することが必要です。事業の担い手たる行政の担当者も評価する、あるいはサービスの受益者たる市民も評価する、総合的に行う市民の満足度・必要度も知り得ることになります。そのための政策評価シートも必要になります。この行政の評価制度に加え市民の評価事項を導入することについて、市長の見解を伺いたいと思います。

3つめです。この実施された政策事業についての評価についての情報も市民にしっかりと公開される必要があります。事業によっては原価計算・事業採算などの情報も、それが財務管理、財務責任につながっていくからです。申すまでもありません。このことについて市長の見解を伺います。

さて、4つめです。むだは目に見える事業だけにあるのでありません。これも言うまでもありません。失う利益には目に見えないものがあります。時間コストもその一つです。市長は行政職員に対し、時間コストに対してどういう認識を持たせていらっしゃいますか。また、時間をむだに使わないようにするためにどのような施策を行っていますか。お答えをいただきたいと思います。

それでは、質問の3つめ、子供の安全安心対策について質問をさせていただきます。

一口に子供の安全安心対策といってもかなりフィールドが広がります。子供の安全安心対策については2つの側面があります。1つは、心の安全、心の育成ということがその一つの側面です。つい先日、中学生が放火する事件が東京でありました。しっかりと心の安全安心、心の育成、これをしっかりと守り育てる必要があるだろう、これも大

きな一つの側面です。もう一つの大きな側面は、外からの危険に対してどうやって安全安心対策をとっていくかということにあります。外からの危険、不審者からどうやって守るか、交通安全からどうやって守るか、携帯サイトからどうやって守るか、薬物からどうやって守るか、いろいろ子供の安心安全対策についてはかなりフィールド、分野が広がっています。私の今日の質問は、この中の外からの危険、不審者対策をどうするかということに絞って質問をさせていただきます。

不審者対策といいますが、子供が登校時、あと学校にいるとき、あるいは下校時、あるいは家に帰ってからということに、また4つに時間帯が分けられます。今日の質問はさらにその不審者対策の中の下校時対策に絞って質問をさせていただきます。申すまでもなく子供の安全安心については、すべての市民が関心の寄せるところです。勘違いしてならないのは、この問題の核心は起こってしまってからでは後の祭ということにあると思います。起こってしまってからでは後の祭。私は、小学生、中学生の下校時の安全対策の問題に絞り質問致します。

1つめ、中学生の安全対策について。街灯の設置等について質問を致します。

鴻上市の3つの中学校に共通する課題として、夜間、部活で遅くなった場合の下校時の通学路に街灯が設置されているかどうかということがあります。集団で下校するにしても安全対策の一つとして通学路が明るいのか暗いのかということは重要な問題です。すぐ手を打つ必要があります。中学校ごとに教育委員会、部局、街灯担当、学校、保護者の4チームがチームを組み、街灯のフィールド調査、設置調査及び予算措置はできるのかどうか、及び街灯の設置について動くことが緊急の課題です。教育長の見解を伺います。

2つめ、小学校の遠距離通学児童の下校時の安全対策について質問をさせていただきます。スクールバスの確保ということもこの視野に入っています。

さて、鴻上市の7つの小学校に共通する課題として、遠距離通学児童の下校時の安全対策をどうするかということが正に今行政あげて取り組まねばならない緊急の課題です。遠距離通学、2キロ以上、あるいは徒歩では30分以上の児童については下校時にスクールバスを確保するということが必要です。児童の安全を絶対守ることが最優先です。先般、土曜日、出戸地区小学校区子供を守る会の会がございました。会員87名、参加者40名ほどでしたけれども、議論の中でこのスクールバスの要請ということがかなり高くお話をされてました。そこで、お聞きしたいと思います。

第1に、7つの小学校で遠距離通学児童は学年ごとに何人いらっしゃいますか。

第2に、小学校ごとに幼稚園バスの活用できるのかできないのか、福祉バスの活用できるのかできないのか、マイクロバスのレンタル等での活用できるのかできないのか、あるいはリース購入できるのかどうか、そのことについてスクールバスの確保は可能なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

第3に、そのことについての予算措置の見通しはいかがでしょうか。できる小学校からすぐ手をつけることが必要です。先般、偶然金曜日のテレビで国会の予算審議中継を見る機会がありました。同じような子供を守る議題が取り上げられました。その中で文科大臣が、4キロ以上の通学を有する児童のいる学校に対しては560万円のバス購入費を補助すると、助成すると、こういうお話がありました。金曜日の話でしたので詳しい制度についてまだ調べてないのが誠に申しわけありませんけれども、そういうこともあります。なお、12月の通達で4キロ以上離れている児童のいる学校に対してバスの購入費助成しようということですが、途中の通学、4キロ手前の子供たちもぜひ乗せてあげてくれというふうな通達を12月に出しているようです。その点も含めて、教育長の見解を伺いたいと思います。

また、予算項目の中に地域子供ぐるみ推進ということで192万円の予算をとってあります。潟上市には10校の小中学校がありますが、192万円、1校に割算しますと19万円、19万円で子供のこの安全安心をしっかりと守っていけるのでしょうか。教育長の見解を伺います。

初めての質問でしたけれども特にご指摘がありませんでしたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番中川議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、質問事項の財務状況についてでございますが、財政状況についての市民への公開ということでございますが、本市の「財政報告書の作成及び公表に関する条例」に基づきまして、収支状況や財産、市債等の内容を毎年6月及び12月に公表致しております。今後ともこれを遵守し、市民の皆様にご公表してまいりたいと考えております。

次に、個別の項目についてお答え致します。

財政力指数及び経常収支比率の今後の見通しについてお答え致します。

先ほどの西村議員の質問に対してもお答え申し上げましたが、平成16年度の本市財政

力指数は0.32、経常収支比率は94.5%となっています。昨今の三位一体改革を柱とする地方財政対策、あるいは交付税制度改革の中であって、その具体的な見通しにつきましては困難を極める状況下にあります。しかしながら、今後、行政改革を進めていく中で、合併によるスケールメリットを最大限に生かし、経常経費の削減等に努めることにより、その効果はあらわれてくるものと考えております。

借入状況を示す指標について申し上げます。

平成16年度決算における公債費比率は17.1%で、平成17年度末における一般会計の市債残高見込額は約151億4,000万円、水道企業会計を含めた特別会計全体では約165億7,000万円となっております。

年度別償還計画についてでございますが、平成18年度における償還見込みは、今当初予算にも計上致しておりますが、一時借入金の利子にかかわる分を除いた元利合計で、一般会計が17億6,148万4,000円、水道企業会計を合わせた特別会計が12億8,283万5,000円となっております。

なお、今後におきましては、毎年度の借入額が元金償還額を上回らないよう、借入と償還のバランスを念頭に置き残高の減少に努めていきたいと考えております。

今後3年間の財源の確保と投資的経費の増についてお答えします。

先ほども申し述べましたが、昨今の地方財政を取り巻く環境は、三位一体改革を柱とする地方財政対策が依然として混沌とする中で、財源確保に対する考え方やその手法など、最新の施策・情報に最大の意を用いながら臨機応変に対応していくことが重要となってきます。特に、平成18年度における改革にも見て取れますように、地方に対する補助金が削減され、税源の移譲という形で国・地方を通じた税財源の流れが大きく変わろうとしている中で、財源確保に対する自主努力が、その後の財政形成に如実に結果となってあらわれるものと考えております。したがって、今後3年間の見通しについては、福祉・教育・産業など潟上市全体のまちづくりを見極めながら、各種使用料や税体系の見直しなども必要になってくることもあろうと考えています。もちろん安易な住民負担の増になるのでは決してなく、建設計画における事業の優先順位、緊急性を考慮した年次計画の策定や、行政改革の中での効果的な歳出の削減とあわせ、真に必要な財源確保策を確立することにより投資的経費の増につながるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、質問項目の2番、行政改革についてお答えを致します。

先般の施政方針で述べましたが、国では全国の市町村に平成17年度を初年度とした向こう5年間の行政改革大綱と集中改革プランの策定、及びこれらの公表を義務づけております。この中では、事務事業の再編整理や、指定管理者制度を含めた民間委託等の推進、管理委託の適正化などについて目標の数値化や分かりやすい指標の採用などを求めています。

こうした国の動向なども踏まえ、本市においては行政改革推進体制として、市民の方々からなる推進委員会や庁内に推進本部、幹事会等を設置し、組織横断的に取り組んでいるところであります。

行政改革の目指すところは、市民に信頼される自立した自治体をつくることにあります。

質問の第1として、政策の評価をどのような方法で行なっているかということですが、現在、行政改革推進委員会や市の総合発展計画においても開かれた市政、健全な自治体経営等の観点から事業の進捗管理や行政評価システムの導入等について鋭意協議検討されておりますことをご理解いただきたいと思います。

質問の2の市民評価軸を導入すること、質問の3の政策評価の公開についての見解をということでございますが、各種の政策、事業を客観的に評価することにより、事務事業の見直しや企画立案、予算の効果的な反映等ができるシステムを構築していくこと、また、市民の視点から行政評価を行なうことや、評価の公表ということについては大事なことであると考えています。いずれ行政評価ということでは、行政全般にわたるチェック機能としての議会をはじめ、自治会長会議、地域審議会等の組織もあり、また、行政改革推進委員会や総合発展計画の協議内容、今後の位置づけ等も踏まえ、調査研究に努めてまいりたいと存じます。

それから行政改革について、いわゆる時間コストの認識についてでございますが、職員には事務事業をいかに効率的に執行していくかを常々検討し、見直ししながら職務に専念するよう指示しているところであります。

事務の効率化を図るため、事務機器の設備の充実、分庁舎における電話・通信網等の即時連絡体制の整備など事務効率を高める環境整備、また、これまで係制をとってきた組織を、新市では職員がチームを組みそれぞれの知恵を出し合いながら事務事業の進行管理ができるよう班制を組み、時間コストを意識した執行体制をとっております。

なお、職員の勤務時間においても、今まで休息时间、午前15分、午後15分が有給と

なっていますが、平成18年4月1日から無給にする人事院規則が改正されます。本市においても同様の改正を予定しております。要するに、民間企業の勤務体制に準拠しながら、事務能率の向上に資するというにしております。

合併後1年が経過しようとしておりますが、常に事務分掌の見直しをしながら職員の仕事意欲、勤労意欲を高め、事務事業のなお一層の効率化を図ってまいりたいと存じます。

後の教育問題については、教育長がお答えを申し上げます。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 17番の中川議員の3つめ、子供たちの安全安心についてお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、子供たちの安全安心については、家庭や地域の関係機関・団体と連携して、児童生徒の安全確保に努めることが最も大事ではないかと考えております。今、積極的にそれについて取り組んでいるところであります。地域住民の方々の協力こそ地域づくりであり、犯罪の抑止力となり、子供たち、そして市全体の安全安心につながると考え進めてきました。

通学路につきましては、児童、生徒が常に安心して、また安全に登校、下校ができるように、関係所管課（建設課、市民生活環境課）と連携を取りながら、調査、点検、整備に努めているところであります。

質問の1つめの中学校安全対策として街灯設置については、各学校において保護者等の要望に応じて、随時関係所管に連絡し、設置依頼しているところであります。また、各学校の通学路に関して調査を行い、暗がりである箇所を把握したところであります。今後も学校の通学路に関して調査を行い、今後も学校の保護者や地域の要望を受け、教育委員会で検討し設置依頼をしていきたいと考えております。

また、次に子供たちの安全安心について2つめの質問に対する現状と対応についてありますが、第1について、小学校児童で2キロ以上または30分以上の遠距離通学者とありますけれども、遠距離通学者については必ずしもこれが規定ではありません。4キロ、あるいは6キロと決めているところもあります。しかしながら今ご質問にありましたように、このことについてお答えしますと、1年生で101人、2年生で82人、3年生では73人、4年生では91人、5年生では103人、6年生は81人となっています。

第2、第3についての質問にお答えしたいと思います。スクールバスの確保について

は、幼稚園バスは小学校児童と下校時間が重なることやバスのづくりも違いますので、また、福祉バスは一般市民の活用が頻繁にありますので、毎日のバスの確保ができないところでもあります。それぞれのバスの活用は困難だととらえております。マイクロバスのレンタルについては、レンタル料金や人件費などで相当の費用がかかると思われまます。財源確保が難しいというふうに考えております。今のところ予算措置については考えておりません。

先に述べましたとおり、子供たちの安全安心について、まず地域とのつながりを大事にし、地域全体で子供たちを育て見守る意識を醸成し、地域の協力、地域の教育力の向上を図ることを第一に考えて進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどありました文科省の12月1日については、このことについて資料を持参しておりませんので後日検討してまいりたいと思います。

それから192万円の今年度の予算についてであります。これは昨年で、17年度でこの事業が終わりましたので、スクールガードリーダー、同時にその他のスクールボランティアに対する保険のお金であります。この後、人数的にどういうふうに出てくるかわかりませんが、私どもは鋭意それについては対応していきたいと思っております。

最初にも申し上げましたが、子供たちの安全を地域全体で守っていただくよう私ども最大限努力していきたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 大変細かくお答えいただき、市長ならびに教育長ありがとうございました。

はじめの財務状況についてということで、またお伺いをしたいと思います。

この財政力指数及び経常収支比率、あるいは公債費比率、このあたりの比率がですね、どれもかなり低い数字ではないかな。財政力指数に対しては1になれば一番いいんですが0.32。経常収支比率、これは経常的な収入と支出の割合を示しますが、財政の専門家がこういうふうにお話しています。80%以下が適正だ。ある人は75という人もいらっしゃいます。我が湯上市におきましては94.5%、もう高いというものではないのかな。もう一つ、公債費比率17.1%、これもですね、財政の専門家につきましては10%前後が適正と15%を超えると警戒水域、もちろん20%は危険水域に入りますけれども、

これもですね、17.1%。私たちの潟上市の財政状況、財務状況、どの指標をとってもですね、かなり大変な状況かということかと思いますが、この大変な状況というのはですね、どのくらい大変なのかというのをどういうふうに市民の皆さんに情報公開したらいいだろうか、どういうレベルで大変なのか、あるいはどういうレベルで大変でないのか、このあたりの認識をお伺いしたいということふうに思います。

同じく財務状況についてですが、18年度の予算が118億6,800万円、一般会計の方ですね。これに占める借金の返済、公債費の割合が17億6,368万8,000円。さらに返すお金の内訳は、ちょうどした資料を見ますと元金が約14億2,000万円、利子が3億3,000万円、こういう内容です。先ほど答弁にありましたとおり、特別会計の利息の支払い、これが12億8,250万円というふうなお話でした。ほぼ一般会計と特別会計を足しますと、何と毎年というか18年度につきましては30億円を超える返済をしなければいけない、こういうふうな指標でございます。先ほど答弁にありましたとおり、一般会計にからむ借金残高、簡単に言うと借金残高、これが151億4,000万円。答弁にありましたとおり特別会計の借金残高が165億7,000万円。ちょっと今頭の中で足してみますと317億1,000万円の負債がある、こういう状況です。私たちの潟上市の一般会計の予算が118億6,800万円ですが、負債の方は317億1,000万円の状況だと、こういうお答えでした。これもですね、大変な状況なのか、あるいは大変でない状況なのか、どういうレベルなのかということ、そのあたりのお話を伺いたいと思います。市民の方に大変な状況なのか、大変でない状況なのかということ、わかりやすく情報公開をしていく必要があると思います。

次にですね、行政改革について質問をさせていただきます。

先ほどありましたとおり、行政改革については答弁ありましたとおり外部評価も導入しながらやっていきたいというふうなお話がありました。市長施政方針をちょうどした中にですね、「この潟上市も行財政改革は必至の状況にあり、先般、民間からなる推進委員会を立ち上げ財政の健全化を堅持していくために鋭意協議検討を重ねております、この後、行政改革推進委員会の成案をもって公表の運びとなります」ということでご答弁をいただきました。この資料を見ますと、いつまでこの行政改革推進委員会が答えを出すのか、これをひとつお聞きしておきたい、そういうふうに思います。

あともう一つ、この行政改革にからんで、これもいただいた資料の中で職員の定員適正化計画の策定については3月の策定を目指して詰めの段階にある。多分、まもなく公表されると思いますけれども、あわせてこのあたりについても途中経過等、公表できる

範囲で結構ですので教えていただきたい、こういうふうに思います。

あとですね、教育委員会がらみですね、子供の安全安心対策ということで教育長の方からお話をいただきました。スクールバスについてはなかなかまだすぐ先が見えない、こういう状況でした。地域の方にご協力いただきながら安全対策をとっていく。現在、さっき教育長のお話にもありましたとおり、既に立ち上がっているのは追分小学校地区、出戸小学校地区、大久保小学校地区、教育長が地域の力をお借りしてここに取り組んでいくということであれば、残りの小学校区については4つ小学校区があります。いつまでそういうグループをつくりあげて進めていくスケジュールなのか、そこまでお聞きできればと思います。

あと、さっき遠距離通学ということでちょっと合計まで出しませんけれども、400名ほどの児童の皆さんが遠距離、これ4キロ以上なのか6キロ以上なのか、あるいは2キロ以上なのかというのは別にして、多分2キロ以上だと思いますけれども、400人強の皆さんが遠距離通学をしているというのが我々の7校の小学校の現状でございます。この子供さんたち、本当に一人になって下校する場所がないのでしょうか、あるのでしょうか。これはもう安易ではいられないと思います。この400名の子供をしっかりと、取り急ぎ遠距離通学の子供をしっかりと守ることが大切だと思います。そのあたりのスケジュールリングをお答えいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 中川さんの再質問にお答えします。

まず財務状況でございますが、それぞれの財政力指数、経常収支比率、公債費比率については数字を答弁して、今ただいま中川議員も申されたとおりであります。

この認識として大変であるか大変でないかという評価をどこで計るかということでございますが、これは考え方があります。要するに、特に公債費比率については事業を行ってきたものの借入金の償還ということでありまして。したがって、市民、町民のために事業が少なければ償還金も少ない、公債費比率は少ないということの原点があります。それと、財政力指数については例えば1になると不交付団体になる、交付税は来ないということですが、これも数字的には0.32を0.4、0.5、0.6に上げていけばいい。ただし、これについても財政力指数というものの数字は上げていかなければならないと。経常収支比率については、これは分母と分子の関係も先ほど西村議員にお答え申し上げましたが、これもやはりその数字を下げていかなければならないと。かなり高いということも

低いということもありますけれども、それはそれとして、やはり今言った3つの指数については相当努力していかなければならないというふうに考えています。

ただ大変であるか大変でないかということについては、先ほど専門家の話も例にありましたが、経常収支比率については80が限度ラインということも言われていますし、公債費比率も15を越すと黄色信号だということも言われています。15ですな、15%。それと財政力指数については限りなく1に近い方がいい、こういうことが言われております。

行政改革の定員管理等、それから行政改革のお答えはいつ出るかということですが、定員管理と行革は表裏一体のものであるとこうとらえて、3月末には出したいと思うています。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 先ほどの中川議員の再質問にお答えしたいと思います。

子供を守る会についてでありますけれども、これまで私はPTA、あるいは地域の方々をお願いしてきたところでありまして、地域で立ち上がっているところもあります。子供会、育成会で立ち上がっているところもあります。まだ十分でないところもありますけれども、これは直ちに組み込んでまいりますので宜しく願い申し上げたいというふうに思います。

それから遠距離の441名ほどいるわけでありまして、この中川さんの遠距離通学によりますと。このことについては、学校からの情報を随時ですね、地域の方々に知らせたい。私はいつも考えているんですけども、迷惑をかけるような、例えばこの時間でなければ絶対だめだというようなことではなくて、できる範囲内でみていただきたい。同時に、子供たちが何時に帰るのかと、あるいはどこに帰るのかというようなこと、学校の広報等で知らせたいと。下校時間等についても十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

まず第1番めに、私は先ほど申しましたように地域の方々の協力を得ながら、地域の教育力を醸成してまいりたいと思っておりますので宜しく願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 一つだけちょっと質問をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおりですね、歳入歳出に関してはですね、簡単に言うと借金をしても歳入

だと、こういうことです。あるいは歳出についても貯金をする、基金に貯金をすると歳出だと、こういうふうなメカニズムです。さっきご答弁ありましたように、一般会計が151億円の債務、特別会計が165億円の債務ということが数字出ましたけれども、もちろんこの借り入れを使ってですね、社会資本整備というのはかなり実施されております。この歳入歳出のシステムと借金を使ってですね、負債を借り入れをしてどういう社会整備資本をつくっているのかというこの情報公開、もちろん年度ごとに議会でオーケーを出してそれぞれつくっているわけですけども、毎年6月、12月に公表している中身の問題ですが、バランスシート、資本と負債、このあたりが歳入歳出と別にしてどういう状況になっているのか。借り入れが317億円あるけれども、こういう資本がきっちり残っているんだ、こういうふうな資料もあわせて6月、12月に市民にわかりやすく公表していただく方法があれば、どういう状況が大変で、どういう状況が大変でないのかというあたりもまたいくらかはっきりしてくるのかな、そういうふうに思っております。当然、もう一つ行政コストに関するいわゆる計算書の策定につきましても、もちろん今行政評価委員会で検討し公表されるでしょうけれども、このバランスシートと行政コスト計算書、このあたりへの取り組みも、あるいは取り組み予定につきましてもわかる範囲で結構ですのでお答えをいただければありがたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） バランスシートについては一般質問の趣意書にございますが、せっかくの質問ですのでお答え申し上げます。

バランスシートについては合併協議会の中でも協議になりました。バランスシートというのは、ご承知のように例えば旧3町の財産、庁舎も含めて道路、そういうものの財産はいくらあるというのがバランスです。金額で評価すると。それが結論をやらないとしたのは、財産が何十億あったって、これ、財産の評価は出ても売り買いできないんですよ。絵に描いた餅だと。極論を言えばですよ。それでバランスシートについては時期尚早ということでやめた経緯があります。

それと借入金と償還の件でございますが、いわゆる歳入歳出でございますが、私は健全財政を保つ第一条件は借りるお金よりも返すお金の方が少ない方がいいと、こういう感じでございます。したがって、これからもそうしていきたいと。

それと、ご承知のように借金が多いということで先ほど言葉不足であったと思いますが、例えば下水道工事の場合、100億円の仕事をする場合10分の5、国から2分の1

来ます。そして、今75%、あるいは80%が起債ということで借金です。あとの25%は一般財源の持ち出しということで、例えば下水道であろうと道路であろうと国庫補助金も県補助金もそうですが、負担率は違いますが、事業を行う場合は必ず借金という起債を起さなければやれないんです。それが今までたまってきた経緯なんですよ。もちろん借金を、起債を起さないとやれば一番いいですよ。全部一般持ち出しでやれば。これはもう借金ないですから。ただし、現状の我々の財政上を考えますと、必ず例えば学校でもそうです、3分の1、2分の1、それでも必ず一般財源の補てんするために起債をお借りするというシステムをわかっていただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 一般質問は通告制でございますので、通告のないことにつきましては議長が止めることができるわけでございます。初めての質問でありますので市長が答弁したというふうなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩します。再開は午後1時30分とします。

午後12時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男です。3月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、そして議会傍聴にられました市民の皆様、本当にご苦労さまでございます。合併して初めての市議会議員選挙後の議会で一般質問の発言の機会を与えてくださいました市民の皆様に感謝しながら、今後潟上市民の幸せのために職員の皆様とも力を合わせ頑張っていく所存でございます。どうか宜しくお願い致します。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

1点めは、障害者「自立支援法」に対する市の対応。2つめは、改正となった介護保険制度に対する市の対応。3つめは、今冬の豪雪対策からの教訓と今後の対応について。4つめは、JR追分駅での「みどりの窓口」廃止に対する市の対応ということで4点にわたり質問致します。

1点めの質問に入ります。障害者「自立支援法」に対する市の対応について伺います。

この問題につきましては、昨年12月議会でも取り上げ質問致しましたが、まだ県か

らの具体的なものがしっかりきていないので検討してから、という回答でございましたけれども、私はその際、この法律の実施は障害者がサービスを利用したときの負担が大きくなるので独自の支援策を市でも考えていくべきではないか、こういうふうに発言しております。4月1日より実施予定の障害者自立支援法は、2005年10月31日、特別国会において与党の自民、公明党が日本共産党などの反対を押し切って可決成立したものです。身体・知的・精神の三障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、関係者の声を反映した部分もありますが、しかし障害福祉にも自己責任と競争原理を徹底して国の財政負担の削減を押し進めようとする小泉構造改革のもとで多くの問題点を抱える制度となっております。とりわけ重大な問題は、利用料は能力に応じて負担するという応能負担原則を、利用したサービス料に応じて負担するという応益負担へと転換したことです。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態がおきることは必須です。だからこそ障害者、家族の反対運動が空前の規模で全国に広がったのです。国や自治体には憲法25条が保障する、障害者が人間らしく生きる権利を保障する義務があります。重い利用料負担のためサービスを受けられなくなる事態が起きないように、独自の負担軽減策の一層の拡充や事業、施設運営、市町村支援などに十分な財政措置を講ずるよう求めるものです。この法律の具体的内容は、言うまでもなくサービス、利用料の1割負担などを求めるもので、重い負担料を見越して障害者が通所を断念するなどサービスを受けるのを止める事態が相次いでおります。本市における知的障害者通所施設、厚生施設での実態はどうなっているのでしょうか伺います。この法律は今後の障害者の生活支援や医療を受ける上でさまざまな問題を含んでいます。月額、上限額を設けるなど低所得者対策がとられているものの、障害基礎年金2級で月6万6,000円というわずかな収入の中からも2割にもものぼる負担を強いられるのですから大幅な負担になることは間違いありません。医療費の自己負担増を食い止めるため、厚生医療、育成医療、精神通院医療でも自治体は独自の負担軽減措置を取るべきと思われるが、市の取り組みと考え方を伺いたいと思います。

また、10月から実施の地域生活支援事業において日常生活用具、相談活動、移動支援、地域活動支援センターなど障害者、家族にとってなくてはならないサービス事業が含まれるが、サービスの低下なく必要な障害者に提供することが必要と思われるが、市の考

え方についても伺いたいと思います。

質問の2点めです。改正となった介護保険に対する市の対応について伺います。

改正となった介護保険制度は、新たに施設に入所している方の食事代と居住費が自己負担となり、施設を出たりデイサービスの回数を減らすなどの動きが全国的にあるが、受けたいサービスを受け続けることができるように配慮すべきと思うが、このこととあわせ潟上市での利用者の増減の実態はどうなっているのか伺います。

厚労省は居住費、食費徴収の根拠として、在宅と施設の公平、年金との調整を掲げました。同じ年金額が支払われているのに施設の居住費が保険から給付されるのは不公平というわけです。しかし、これは現在の多くの方の年金支給額が住む、居住することを十分に保障する水準ではないことを無視し、矛盾した説明です。高齢者の約半数が月平均約4万円の年金しか受けていません。負担するのは居住費、食費だけでなく、日々生活しているわけですからさまざまな費用もかかります。国会論戦では、居住費、食事代の負担が年金額を超えるケースがあることを厚労省が認め、国として低所得者対策を打ち出しましたが、多くの利用者が仮に負担が年金額を超えなかったにしても年金のほとんどを施設への支払いに回さざるを得ないのが実態です。憲法25条に基づく、健康で文化的な生活が果たして保障されるのか問われると思います。週数回のデイサービスに通うことにより、かろうじて食事を確保し、栄養状態を維持できている一人暮らしのお年寄りも多数います。通所サービスの食事を保険から外すのは、利用者の健康状態にも重大な影響をもたらし、今回の制度見直しの主題とされる介護予防の考え方そのものにも大きく反するものです。利用者減により事業者も痛みを伴うものです。潟上市ではデイサービス施設も多くなり、利用する方も増えてきていると思いますが、具体的な状況はどう推移しているのか伺いたいと思います。

同じく介護保険についての2点めは、秋田県からの介護保険料債務の返還見通しはいつか伺いたいと思います。また、返還し終わったとき時点で、今、全国的にも県内でも行ないはじめてきた介護保険を利用した際の利用料への助成制度を実施する考えはあるのか伺いたいと思います。そもそも介護保険は高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度です。制度実施から5年が経過しましたが、憲法25条が定める生存権をすべての高齢者に保障する立場から見ると、現状は誰もが安心して必要な介護を受けられる制度にはなっておらず、改善が強く求められております。家族介護の解決が期待されましたが、老老介護のことですけれども、いくら払えるかで介護の内容が決まるというこ

とになりました。先ほど私の発言にもありましたが、年金額の低さ、受けたサービス  
を保障していく点からも今後潟上市においても介護保険を利用した際の補助制度は必要  
と思われませんが、見解を伺いたいと思います。

質問の第3点めに入ります。今冬の豪雪に対する市の教訓と今後の対応について伺い  
ます。

今冬の豪雪は数十年振りで、市の対応も対策本部をつくって以後、職員や業者の皆  
さんの献身的な働きでどうにか切り抜けることができたようです。特に高齢者宅の屋根  
の雪下ろしには、高齢社会福祉課の職員をはじめとした職員のご奮闘に敬意を表します。  
以下について質問致します。

1つめは、今回の大雪への対応については市民からもいろいろな声が寄せられたと思  
いますが、これらの声を基にして今後に生かすべき大事な教訓もあると思いますが、市  
としてはどのような総括をしているのか伺いたいと思います。

2つめは排雪場所についてですけれども、男鹿市では許可をとり潟にも捨てていたよ  
うですが、潟上市でも可能だったのではないかと。今後の排雪場所の設定についても伺い  
たいと思います。これは市民への告知も含みます。

3点めは、農業被害対策についてです。今冬の豪雪だけでなく、一昨年のもう一つの被害  
でもビニールハウスが壊され、なかなか復旧できないという花卉の栽培農家の方から訴  
えがありました。台風と今回の豪雪ダブルで被害を受けた、そういうふうな農家でござ  
います。その方は言うておりました。利子補給もありがたいが、それだけではやってい  
けない。被害額の1割から2割くらいは具体的な援助がほしい。生活も大変だという具  
体的な切実な声に市当局はどうこたえるのか伺いたいと思います。

また、被害にあわれた農家の税金減免とあわせ、進めていくべきではないかと思われ  
ますが、台風のもう一つの被害の際は、大潟村に続き旧天王町でも独自の被害支援策として独自の条  
例もつくりましたが、このことについても伺いたいと思います。

4つめ、豪雪地帯では屋根の雪下ろしをした際の除雪料金を税金控除の対象として雑  
損控除として認めている地域もありますが、今冬の雪に限らず、その経費は税金控除の  
対象とすべきと思われるが、見解を伺いたいと思います。

4つめの質問に入ります。JR追分駅における「みどりの窓口」の廃止に対する市の  
対応について伺います。

JR東日本は、昨年の追分駅をはじめ県内のいくつかの駅の夜間無人化に続き、今回

はみどりの窓口を廃止して対話方式の券売機の設置を追分駅、男鹿駅、土崎駅、湯沢駅、八郎潟駅、鷹巣駅、能代駅、象潟駅の8駅への導入計画を発表し、新聞報道されました。全国では、とりあえず54駅という発表が先だっていたようです。その後、JRでは関係市町村の自治体に説明したもようでございます。追分駅は住所が秋田市ですが、利用しているのは潟上市の方が多くはないかと思っております。このことに関して、潟上市としては住民の利便性を考慮に入れ、住民の声を反映した意見を述べたのかどうか、どのような評価をしているのか、今後の対応についても伺いたいと思います。

この問題については秋田魁新聞でも報道されましたが、私たち日本共産党の県内市町村議員は県会議員を先頭に9名がJR秋田支社へ要望と質問書を手渡し交渉しました。7項目からなる要望書は、みどりの窓口の存続、公共交通機関の使命に対すること、視覚・聴覚障害者の利便性が確保できるかなどでした。JR秋田支所の営業課副課長からは、「今回の質問書、要望書には文書では答えない」という重大な発言がありました。私も発言してまいりました。「みどりの窓口は残すべきだ。本線との乗り換え駅でもあり、追分駅は男鹿観光の玄関口にもなっているし、今でさえ観光案内が不十分だという声がある。バリアフリーの関係もあるが、男鹿高校も含め近くに金足農業高校、西高校もあり、生徒が定期券を買う際にスムーズに買えるのか。アクセスするまでの時間、また盛岡のオペレーターが同時に受けつける側の人数は何人なのか」という質問に対し、「答えられない」というまたまた重大な発言がありました。湯沢の市議団からも、「昨年、夜間無人駅化しないよう地域ぐるみでの要望したのに、一方的に行われてしまった。今回のことも地域の声をしっかり聞いてほしい。地域の活性化に水を注すもの」との訴えがありました。翌日は湯沢市長自らが秋田支社に出向き、湯沢の実情を訴えてきた様子が新聞、テレビで大きく報道されました。目の見えない方、耳の聞こえない方、また高齢者の方がどうやって対話形式の券売機械で切符を買うことができるのか、時代の流れとはいえそれまでですが、住民の声をもっとJRは聞くべきものと思われまます。今までの経過を踏まえた今後の市の対応について伺いたいと思います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。市当局の答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問にお答えを致します。

障害者「自立支援法」に対する市の対応についてでございますが、障害者自立支援法の施行により、障害者に対する福祉サービスは、今までは身体障害、知的障害、精神障

害の種類や対象年齢により受けられるサービスの内容が決められていました。平成18年4月からは3障害が一元化され、段階的に共通の福祉サービスを受けられることとなります。

本市でも、障害者に対しては独自の低所得者対策、軽減施策として、「障害者居宅支援金」の支給や小規模作業所等に通所している障害者に交通費の補助をしています。また、人工透析患者には通院支援費を支給するなど、障害者福祉の推進を図っているところであります。

ご質問の本市における知的障害者通所授産施設や更生施設の実態については、授産施設への通所者は3人、更生施設への通所者は17人で、通所を断念するという話は現在聞こえてきておりません。

次に、更生医療、育成医療、精神通院医療についても平成18年4月からは利用者負担が原則1割負担となりますが、所得に応じて上限を定め、負担が重くならないようにしています。しかし、利用者の負担は今までよりはいくらかは多くなるものと推測されます。市独自の負担軽減措置については、国、県、近隣市町村の動向を見据え、市の財政等を勘案し、軽減策ができるのか、できないのかを含め総合的に検討してまいりたいと考えております。

10月から実施される「地域生活支援事業」につきましては、日常生活用具のサービスは従来どおり実施します。相談支援事業については、今までは市町村が身体障害者、県は知的障害者、精神障害者及び障害児の相談を実施していましたが、市町村に一元化して実施することとなります。また、県で実施している身体障害者と知的障害者相談員についても、県から権限移譲を受け、障害者の相談事業の充実を図ってまいります。

移動支援事業や地域活動支援センターの活用についても、障害者が創作的活動、生産活動など社会との交流を促進できるよう支援をし、障害者が身近な地域で安心して暮らしていける社会を目指すため制度の円滑な運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次の改正となった介護保険制度に対する市の対応についてお答え致します。

介護保険制度が改正となり、施設介護サービスを利用している方の居住費と食費、デイサービスを利用している方の食費が自己負担となりました。そのために施設を出たり、デイサービス利用回数を減らすなど、サービスの継続利用について配慮すべきとのご提言ではありますが、潟上市内における特別養護老人ホームは3施設、老人保健施設は2施

設、デイサービス施設は4事業所あります。平成17年10月改正分の施設利用者の食費、居住費に関しては、当該10月分前後の8月から12月分の保険給付費の状況を確認したところ、改正前と改正後においてのサービス利用者数に変化は見られませんでした。この食費・居住費については、低所得者の方々には利用者負担額の上限が定められており、3月1日現在で290の方が減額の認定を受けております。平成18年1月のサービス実績では、施設利用者とデイサービス・ショートステイの利用者が767人となっておりますので、37.8%の方が減額対象となっております。居住費と食費の負担は、それぞれの負担能力に応じて各種制度を活用して負担をしていただいているものでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

質問の2つめ、財政安定化基金償還金の債務返還見通しと、返還が終了した時点で介護サービスを利用した際の利用料への助成制度のご提言であります。基金借り入れは旧3町でそれぞれ給付金の増に伴い、天王町は6,563万4,000円、昭和町は2,347万5,000円、飯田川町は600万円を借り入れしております。償還年は、天王町と昭和町は平成15年度から同20年度までの6年間で、償還金は今年度2町分で1,485万2,000円となっております。残額の内訳は、天王町分3,281万7,000円、昭和町分1,173万7,000円となっております。飯田川町分については、平成17年度で終了しております。

返還が終了した時点で介護サービスを利用した際の利用料への助成制度とのご提言であります。償還が終了するのが平成20年度であり、同年は第4期介護保険事業計画を策定する年度であります。第3期介護保険事業計画策定と同様に市民の方々の意見が反映されるよう、公募等の委員で構成する介護策定委員会及び介護保険運営協議会において介護保険制度の健全な維持のため、いろいろな角度から検討を加えなければならないと存じております。ご提言については意見として真摯に受け止め、年次計画の際に検討させていただきたいと思っております。

3点めの今冬の豪雪対策からの教訓と今後の対応についてお答え致します。

1点めの今後に生かすべき大事な教訓もあると思うが、市はどのように総括しているかについてお答えを致します。

昨年12月24日に記録的な大雪に見舞われ、市は直ちに「豪雪対策本部」を設置し対応したところでありますが、それに追い打ちをかけるように年明けの1月4日にもこれまた記録的な大雪となり、市民生活に大きな支障を来す事態となったことはご承知のとおりであります。

対策本部では、1月15日までの18日間にわたり24時間体制を敷き、道路の除排雪に関しましては産業建設部、高齢者等に関することは福祉保健部、市民生活にかかわることは市民生活部でそれぞれ対応にあたりました。その中で、市民からの要望・苦情で最も多かったのが、個人的事情や理由によるものが大半でありました。これらのことは除雪費の高騰につながり、雪国に住む住民として雪と共存する自覚を持つことが大切であると思っております。

この後、委託業者と問題点や課題について話し合いを持ち、市民からの要望・苦情に対することとあわせて、今後に反映させていきたいと考えております。

私は、このたびの豪雪に限らず、災害から市民の生活を守り、被害の拡大を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関が迅速な防災活動を行うための組織をあらかじめ整備しておくことが必要なこと、さらには自分たちの地域は自分たちで守るため各自治会等、地域の協力体制を含めた自主防災組織の整備、育成を図ることが重要であると考えております。

いずれにしても、今後起こり得るであろうあらゆる災害に対して、市民と協働して対処していく「災害に強い市」を構築してまいりたいと存じます。

2点めの排雪場所についてお答えします。

排雪場所につきましては、市では今回の豪雪により最終的には排雪にかかわる市民の安全と車両等の通行に支障を来たさない場所を選定し、19か所を指定して対処したところであります。

ご指摘にあります、男鹿市では八郎湖に排雪させたということですが、男鹿市に問い合わせをしたところ、八郎湖ではなく河川許可をもらって排雪しているということでありました。

今後の排雪場所ということですが、八郎湖に排雪する場合がありますが、流入する河川に影響を及ぼす恐れがあり、排雪に含まれるごみの堆積と雪解けによる河川の氾濫というリスクが考えられることや、管理組合も許可をしてくれないことも予想されることから、八郎湖への排雪は非常事態でない限り考えておりません。また、各小学校のグラウンドの開放についても最終的な手段として使用することとして、当初から指定する考えはありません。

豪雪の教訓と今後についての農業被害対策についてでございますが、今冬の豪雪は、農業用施設並びに野菜・花卉などの農作物にも大きな被害をもたらしております。特に

ビニールハウスにつきましては、天王地区において栽培ハウス面積10,317坪（198棟）のうち42%に当たる4,372坪（89棟）と、昭和・飯田川地区にあつては1,120坪（21棟）に被害を受けております。

ご指摘のとおり被害の状況は、これまで施設を整備し、経営規模の拡大に努力されてきた農業者にとって大きなダメージとなるものでございます。すでに県ならびに市町村及び関係金融機関では、各種資金への利子補給を旨とした支援体制をとることにしておりますが、このような被災の実態を踏まえると、農業の振興とともに農業者の生産意欲を喚起する観点からも、被害農家に対する「直接助成措置」を講ずる必要があると考えております。

今年度は「種苗交換会」開催の年でもありますことから、展示には欠かせない農産物の生産に極力影響が生じないよう努めていくことも必要であると思っておりますので、今後、生産施設等の回復に鋭意努力してまいりたいと存じます。

被害にあわれた農家の税金の減免につきましては、市税条例、減免取扱要綱に基づき対処することとなりますが、以前、藤原議員の減免に関する質問の際もお答えしておりますが、納期内納付や口座振替制度の推進などについてお知らせの際、減免制度につきましても告知してまいりたいと考えております。

次に、今冬の豪雪に対する市の教訓と今後の対応についてお答え申し上げます。

除雪費用の税金控除についてであります。豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などは災害関連支出として雑損控除の対象となる場合があります。雪下ろし費用等の具体的な範囲は、人件費、除雪機械等の借上料などが主なものとなりますが、人件費については家族の人が雪下ろしをした場合は対象になりません。除雪機械等の借上料については、雪下ろし等のための機械やダンプ等の運搬車両の借上料、燃料費などが対象となります。これらの災害関連支出の金額が5万円を超える場合、その超える部分の金額が雑損控除される金額となります。

次に、JR追分駅での「みどりの窓口」廃止に対する市の対応についてお答え申し上げます。

ご質問にありますように、JR東日本秋田支社では、長距離の乗車券や特急券などの発売を取り扱いしている「みどりの窓口」を廃止する旨の説明を関係する駅の所在する自治体にしております。追分駅は秋田市に位置しておりますので、本市（潟上市）には事前説明に来ておりません。

内容につきましては、現在近距離の乗車券を発売している自動券売機と同様に長距離用の自動券売機「愛称もしもし券売機」を設置し、利用者の購入申込書にモニターで対応しながら発売するもので、券売機の利用者がある場合には当分の間、係員の対応もあるとのこと。また、利用者につきましては、「みどりの窓口」にポスターを掲示し、廃止について周知を図っております。

このようなことから「みどりの窓口」を存続することは、JR東日本秋田支社の対応からして非常に厳しい状況にあると思われ。しかし、追分駅は、潟上市民も多く利用していることから、利用者の利便性を考慮し、早急に存続の要望等を検討してまいりたいと存じております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） ただいま市長より答弁いただきました。自立支援法、そしてまた介護保険についての利用料については検討するというふうな返事をいただきましたけれども、まず最初に障害者自立支援法に対してですけれども、引き続き通所者の皆さんに対する交通費の半額補助、そして人工透析している方への交通費の補助を行うという回答、まず私は評価できると思います。そして、この法律実施に向けて今全国の自治体がどんな取り組みをしているのか、やはり潟上市でもそれらを学んで頑張っていかなきゃいけないんじゃないかというふうなことで紹介しながら、また再質問したいと思います。

横浜市では、障害者自立支援法負担額助成事業として財源を7億2,000万円予算化しました。単純な人口比割ですので、潟上市では720万円ほどです。この予算で独自に低所得者の負担軽減のため、新たな負担に対して、新たな負担に対してですよ、全額補助を行うことになりました。対象者としては、低所得者1と2の市民税非課税世帯に該当する利用者です。そしてまた、京都市でも国基準の負担額の半分を全額補助することを決めました。また、福祉サービス、自立支援医療、補装具を重複して利用する場合、国制度ではそれぞれ別に上限額まで負担しなければなりませんでしたが、利用したサービスの負担の合計に総合的な上限枠額を設定して負担軽減を行う措置も実施しております。そしてまた東京の荒川区での軽減策は、1つは先ほど言いましたけれども1割負担、10%負担というのを市が補助して8割負担にすると。それから2つめは、通所施設利用者に対する激変緩和措置として食事費を50%軽減する。3つめは全身性障害者等、在宅でサービス利用料が多い方に対する継続的な緩和策として、月額負担上限額を50%に減額、

軽減ですね。それから対象者をいろいろ検討しましたら、東京では、荒川区では400人とするということですが、単純な人口比で割りますと潟上市では80人ほどというふうなことになります。そして、必要経費は年間3,000万円、潟上市に換算すると607万円できるというふうな計算です。単純には計算どおりにはいかないと思いますが、最初からこのような障害者自立支援法に対する市独自の支援策をもっているというふうなことが特徴なわけですね。ですから今検討するというふうな話しましたが、この法律の実施に伴って市民の声、いろんな声が出てくると思うんですが、その声の切実な皆さんのね、市民の声を聞いて具体策を考えていっていただきたい、そういうふうなふうに思います。

それから介護保険に対してですが、介護保険の利用料のサービスの助成制度、これは償還が終わった時点で検討するというふうな回答を得ましたけれども、今は全国で600近い自治体が介護サービスの利用した際の補助を行っております。最近では千葉県の浦安市において、一般会計からわざわざ繰り入れして介護保険料の値下げなども行いながらこういうふうな施策をやっているというふうなことです。今、数年前は厚生労働省は保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免とか、それから保険料減免分に対する一般財源の繰り入れは、この三原則はやってはならないというふうなことを言ってきておりましたけれども、2002年の3月19日、参議院の厚生労働委員会で日本共産党の井上みよ議員の質問に対し、坂口厚生労働大臣は「この三原則は助言に過ぎず、自治体がそれに従う法律上の義務はない」ということで、こういうふうな各介護保険に対するいろいろな自治体の助成制度が広がってきているわけですので、ぜひこの制度も早い時期に検討してつくっていただきたい、そのように思います。

それから豪雪対策についてですが、被害農家に対する救済策を考えて何らかの対策が必要だということですので、これも農家の皆さんの立場に立ってぜひ検討して実施していただきたいとします。

そしてまた税金の控除、特に屋根の雪下ろしをした際に家族で雪下ろしをした際はお金かからないわけですが、機械を頼んだとかそういうときは5万円までの税金の控除、雑損控除というふうなことで、領収書をつければできるということですね。そういうふうな、領収書とは言いませんでしたけれども5万円まではそういうふうな雑損控除として屋根の雪下ろしを税金控除の対象にできるというふうなことでしたので、これはやはり広報に大きく書いてですね、皆さんにやはり知らせていく必要があるんじゃない

いかと、そういうふうに思います。

それからＪＲのみどりの窓口の問題については、券売機に限らず、ここ潟上市は本線や男鹿線含めて多くの駅を持っているわけですから、公共交通、ＪＲを利用する方の利便性、要望も潟上市ではよく把握してね、必要であればＪＲ秋田支社への要望書の提出とか交渉も引き続き行われますよう、宜しくお願い致します。この点についても考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 再質問の自立支援法に対する件については、横浜市、京都市、荒川区の減免策、全国的な事例を紹介していただきました。先ほども答弁しましたが、これらを検討し、総合的に検討してまいりたいと思っています。

介護保険の三原則の大臣の発言もありますし、これらについてもいわゆる総合的に判断していきたいと。

それから豪雪対策の周知の方法については、先ほども広報を通して、あるいは説明会を通してやるということでございます。

ＪＲの件についても答弁したとおり、今後、ＪＲの方へ存続の方向で働きかけたいということでございます。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 市民生活の向上に向けていろいろ頑張っていただけという市長の答弁だと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

これで終わります。以上です。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 私が最後の質問になりますけれども、同僚議員が同じような質問をしておりますので重複すると思いますが、私なりに質問したいと思いますので宜しくお願い致します。

3月定例議会にあたり一般質問の機会を得ましたことを、まずもって御礼を申し上げます。長く厳しかった冬も終わりを告げ、春の陽光がまぶしい日が続きましたので安心しておりましたけれども、この2、3日前からまた冬に逆戻りした感がある今日このごろでございます。今冬は88年振りの記録的な大雪に見舞われ、昨年12月以降の

雪の被害による死者は18道県で107人となり、県内においても四八豪雪の13人を上回って、死者19人、負傷者160人を越えたと発表されております。多くの尊い人命が相次いで失われ、大変に残念なことであります。幸いにして本市には除雪による死亡事故がなかったことは何よりでございます。振り返って思うに、それはそれは市民全体が身も心も限界に挑戦する中で、市民の生命と財産を第一義ととらえ、苦情や要望に対し、同僚議員と市当局が連携を密にして迅速に対応したとも伺っております。まず何よりも市職員が公共施設をはじめ400件近い民間の除雪の手伝いをしたことは、合併後の証の一つとして市民と職員の信頼関係を深めたものであり、敬意を表したいと思っております。以上述べた観点も含めまして質問を致しますので、宜しくお願い致します。

質問の1点は、福祉除雪制度の設置についてであります。今冬も除雪中の事故は高齢者の死傷者が断トツであります。我が国の高齢化率は65歳以上の人口の割合は、2020年には25%で4人に1人が高齢者という超高齢化社会を迎えると予測されております。本市におきましても65歳以上の高齢者人口は、平成18年度の8,162人から平成26年度には1万300人と大幅な増加が見込まれ、高齢化率は22.5%から27.7%に増加することが予想され、さらに75歳以上の後期高齢者は平成26年度で5,109人で、総人口に占める割合も13.7%が見込まれ、今後も急速に高齢化が進むことが想定されるとあります。また、高齢者世帯は463世帯となっております。このような状況下にあつての除雪の作業は、ときには重労働となり、健常者にとっても大変であります。特に屋根の雪下ろしは危険を伴うことは大であり、慣れた人でなければ高齢者では到底無理なことであります。市民の安心安全のためにも、巡り来る次に備え官民一体となって今取り組まなければならないのは、雪対策を強化して死傷者をいかにして出さないようにするか。そのためにも、まず行政が主導して、いざというときに対応できる体制を平時から整えておくことが急務と考えます。大雪の際はボランティアの除雪活動だけでは十分要請に対応できないのが実情であります。

そこで私は、今冬の大雪の除雪を教訓に高齢者・身障者のためにすぐ対応できるような機関を検討し、除雪ヘルパーを雇用して派遣できる福祉除雪制度の設置をしてはどうかということであり、当局の考えについて伺いたいと思っております。

2点めは植樹と緑化対策についてであります。

環境に対する取り組みで初めてノーベル平和賞を受賞したケニア人の女性、ワンガリマータイ博士は、アフリカにグリーンベルト運動を広め、30年近くの間、3,000万本の

苗木を植えました。来日の際、「もったいない」という日本語に感激し、「もったいない」を国際語として広めようと国連会議の場をはじめ世界各地で呼びかけております。今のままでは後100年で地球上のすべての森林が消滅するとも言われております。また、過去10年間で世界の森林の10%が減少し、今でも1年間に日本の面積の半分の森林が消滅していると言われております。このような問題を解決するため、植樹プロジェクトでは切った分の木を植えて補給し、木を1本切るごとに2本の苗木を植えるように奨励したということでございます。マータイ博士は植樹する際、「私たちは平和の種、希望の種を植えています。また、子供たちの未来を確かなものにしてほしいのです。森林破壊は地球温暖化の原因ともみなされております。少なくとも今のままの森林を伐採し続けたら、やがては日本は木材を輸入できなくなり、そのときはおそらく地球の森林は修復不可能」とも言われております。

話は変わりますが、この日本においても乱開発や酸性雨などにより森林破壊が日に日に進んでおります。また、本市にあっても特に松枯れなどにより自然環境が損なわれつつあり、無残な荒れ地の姿が目につく現状であります。

このような状況の中で、昨年10月29日、緑豊かなふるさとを願って秋田みどり再生運動が天王グリーンランド隣地の県有地で行われ、広葉樹のヤマザクラやケヤキなど約1,400本の苗木を植樹したことを広報で拝見致しました。大人と子供が一緒になって汗を流している姿が印象的でございます。そこで私は、我が市の将来の姿を鑑み、行政として松枯れなどを伐採後に植樹、植林を図るような緑化対策の指導をすべきと思うが、その考えについて伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問にお答えします。

除雪制度の設置についてでございますが、今ご質問を聞いていますと、通告書にあります除雪制度の設置ということと質問の中にありました除雪ヘルパーということの関連性については、まだ理解、今現在理解をしておりませんので、この点についても後で整理したいところっております。それを前提で答弁をしたいと思っております。

福祉除雪制度の設置について答弁致します。

今冬の大雪の除雪を教訓に高齢者、一人暮らし、身体障害者のためにすぐ対応できるような福祉除雪制度の設置のご提案であります。20番西村 武議員にご答弁したことと

重複することもございますが、お答え致します。

12月24日と1月5日の大雪は予想できない自然の恐怖を見せつけることとなりました。市では3庁舎ごとに各課に対して班編制を行い対応してまいりました。職員はそれぞれ時間調整を行い除雪をしてきました。除雪の助成制度を設置した市もありますが、依頼したシルバー人材センターや建設業者が依頼に応じきれないケースもあるやと聞いております。また、除雪作業費は高齢者など低所得者の大きな負担となることも想定されます。ご提案の福祉除雪制度については貴重なご提言として承りますが、市の財政状況から助成制度や補助金として支出することは考えておりません。除排雪ボランティアの登録と出動依頼については検討してまいります。情報の収集には町内会、地区民生委員の協力が不可欠であり、今後もきめ細かく連絡をとり万全の体制を取れるようにしたいと存じます。今冬の対応が予期せぬこととは申せ十分とはいえませんが、多くの市民からお礼をいただいたことも事実であります。市民の負託にこたえるべく、市職員を中心とした体制で高齢者、一人暮らし、身体障害者の方々の要請にこたえていきたいと考えておりますので、ご理解をいただききたいと存じます。

2番めの植樹と緑化対策についてでございますが、潟上市にとりまして松林は市のシンボルであり、市民の憩いを誘う空間であります。

このような慣れ親しんだ原風景を保つため、市では伐採による防除を実施しておりますが、伐採の仕方については、これまでの全面伐採から病原を媒介するマツノマダラカミキリが産卵した松を駆除する局所の伐採により、効率性と修景に配慮した対策をとっております。

また、これまで実施している「松くい虫防除対策事業」では、民有林が大半を占めていることから、ご指摘の伐採後の植樹・植林による緑化対策と、その指導につきましては、所有者の意向のほか、部分伐採に伴う樹種の混合による複雑な生育管理・下刈りや間伐の施業など課題は多岐にわたると思料されますので、今後検討してまいりたいと思っております。

昨年は、秋田経済同友会の主催により第1回植樹活動が本市の県所有地を会場に開催され、市内の小中学生をはじめ企業やボランティア団体から多くの参加をいただきました。また、秋田のみどり再生運動による「松枯れ再生募金」に対しても関心が寄せられております。

このように、失われていく木々の緑を取り戻そうとする市民参加の運動をさらに盛り

上げるためにも、今後、森林の機能回復に向けた官民一体の緑化推進に取り組み、ご提言の実現に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 細かい説明をいただきましてありがとうございます。ただ1点だけ。市の土地ありますよね、市の。松枯れとか伐採したところの。それをまず模範的に植樹をすると、そういう考えはございませんか。

例えば追分二田線とかの市の松を伐採したところがあるでしょう。そういうところは切っただけでまず荒地というか、そういうところありますよね。そういうのを、根っこをちゃんと掘って、そしてまず植樹、植林をまず隗より始めよ、模範的にやる考えはございませんか。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 伐採した後の植林ということですか。これは最もなことだと思います。ただし、現実にはそれに追いつけていけない状況にあるわけですよ。あまりにも多くて。それでご指摘の伐採後の植林については、これは十分理解できますし、そのようにしたいと思いますが、現在のところは今松くい虫の間伐等も含めた対応に追われているということで、それを両立していけば一番いいんですが、緊急対策も県の補助金もなくなりましたことでもありますし、その対応については今後鋭意検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） それから、市民の要望を一つ述べたいと思います。要するに、沿道の民有地だと思いますけれども、民有地の松枯れが伐採、あるいは倒れている、いろんな状況の中で悲惨な姿を見せているわけだけれども、そういう中で宅地がそばに、住宅がね、建っている。その松が伐採されたことによって、ものすごく浜風というか強風が来て非常にまず困っていると。そういうことで、何とか植樹をできないものか、こういうふうな切なる要望がございますので、その点もひとつ市長さんの方でお考えを持っていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、3月24日金曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。  
どうもご苦労さまでした。

---

午後 2時23分 散会

